

岡山市当新田環境センター
基幹改良・運営事業

第 2 期長期包括運営業務要求水準書

令和7年8月

岡 山 市

用語の定義

用語	定義
本件事業	岡山市当新田環境センターの基幹的設備改良工事及び第２期長期包括運營業務について、基幹改良ＤＢＯ方式を採用し、事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を図る「岡山市当新田環境センター基幹改良・運營業務」をいう。
本件施設	ごみ焼却施設（工場棟と管理棟は合棟構造）、計量棟、洗車場等の付属建物、敷地内外構施設及びその他付帯設備によって構成する岡山市当新田環境センターをいう。
工場棟	ごみ焼却施設のプラント設備等を収納する建屋をいう。
工場管理棟	ごみ焼却施設を含む本件施設を管理するため本件業務に従事する運營業務者が勤務するための諸室を備えた管理事務所としての機能を備える建屋をいう。本件施設では、工場棟と管理棟は合棟で整備されている。
本件敷地	本件施設が位置する敷地をいう。本件施設の他に当新田事業所、当新田資源回収所、ＢＤＦ供給施設、その他各種駐車場が配置されている。
計量棟	本件施設の正門から退出入する敷地進入道路上に位置し、入口計量機と出口計量機を備える建屋をいう。
当新田事業所	環境局環境部当新田事業所に所属する本市職員が勤務するための諸室を備える建屋をいう。
当新田資源回収所	市内の一般家庭から排出される資源化物を市民自らが持込したものを受入・保管する施設をいう。
ＢＤＦ供給施設	バイオディーゼル燃料を本市のごみ収集車へ給油するための装置を備えた施設をいう。なお、当施設は令和７年度中に撤去する予定である。
余熱利用施設	本件施設の北西に位置する健康増進施設をいう。当該施設の温水プールの熱源として本件施設から低圧蒸気を供給する。
既設メーカー	本件施設を設計施工した事業者（荏原環境プラント株式会社）をいう。
第１期長期包括運營業務	事業期間を平成２８年２月２９日から令和８年３月３１日までとする「岡山市当新田環境センター長期包括運營業務委託」をいう。
第１期事業者	第１期長期包括運營業務を本市より受注した事業者（荏原環境プラント株式会社）をいう。

用語	定義
第1期事業契約	第1期長期包括運営業務に関して、本市と第1期事業者が締結した契約をいう。
本件工事	本件施設の基幹的設備改良工事について、実施設計及び施工を一括して行う性能発注方式（設計・施工一括発注方式）により実施する「岡山市当新田環境センター基幹的設備改良工事」をいう。
本件業務	本件施設の運営管理について、長期的かつ包括的に実施する「岡山市当新田環境センター第2期長期包括運営業務委託」をいう。
基幹改良D B O方式	民間事業者が、基幹的設備改良に関する施設設計（Design）・建設（＝改良）（Build）を行い、運営（Operate）を行う。 公共が、資金調達を行い、設計・建設の監理を行い、施設を所有し、運営状況の監視（モニタリング）を行う。 ＊ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改定版（公益社団法人全国都市清掃会議）準拠
事業者	本件事業を実施するものとして選定された落札者で、本市と基本協定を締結した者をいう。
設計施工事業者	本市と建設工事請負契約を締結する当事者をいう。 設計施工事業者を代表企業の単体とする場合は、設計企業及び施工企業の別に定める全ての要件を満足しなければならない。 また、共同企業体とする場合は、設計企業、施工企業で構成する共同施工型共同企業体（甲型J V）とし、代表企業が代表を務めなければならない。
運営事業者	本市と運営業務委託契約を締結する当事者をいう。 運営事業者をS P Cとするか、単体の企業とするか、運営J Vとするかの選択については入札参加者の裁量に委ねる。ただし、本件業務を単体の企業で担当する場合は、代表企業が代表を務めなければならない。
募集要項	本件事業の入札公告に伴い公表又は配布する入札説明書、総合評価一般競争入札（簡易型）技術評価基準表、工事要求水準書、運営業務要求水準書及び契約書案等の書類をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
工事要求水準書	本件工事に関する要求水準書である「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 基幹的設備改良工事要求水準書」をいう。
運営業務要求水準書	本件業務に関する要求水準書である「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 第2期長期包括運営業務要求水準書」をいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本件施設が備えるべき性能及び機能をいう。

用語	定義
基本協定	落札決定後、本件事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結する協定をいう。
事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約の総称をいう。
基本契約	事業者により本件事業を一括して発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、本市と設計施工事業者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。
運營業務委託契約	基本契約に基づき、本市と運営事業者の間で締結する本件業務に関する契約をいう。
焼却残さ	ごみの処理に伴い本件施設から排出される不燃物、磁選物、固化物をいう。

目 次

第1章 総則	1
第1節 特記事項	1
1-1-1. 基本事項	1
第2節 一般事項	4
1-2-1. 適用範囲	4
1-2-2. 関係法令の遵守	4
1-2-3. 基本性能	4
1-2-4. 公害防止条件	4
第3節 業務対象施設及び処理対象物等	5
1-3-1. 本件業務の対象施設	5
1-3-2. 処理対象物及び年間処理量	5
1-3-3. 処理施設からの発生物の取扱い	5
1-3-4. 資源化物の取扱い	5
1-3-5. 処理不適物の取扱い	5
第4節 業務範囲	7
1-4-1. 業務範囲の概要	7
1-4-2. 運営事業者の業務範囲	8
1-4-3. 本市の業務範囲	17
第5節 費用負担	20
1-5-1. 電気(受電)	20
1-5-2. 上下水道	20
1-5-3. ガス	20
1-5-4. 電話等通信費用	20
1-5-5. テレビ受信料	20
1-5-6. 焼却残さ資源化等に係る費用	20
1-5-7. 処理不適物の搬出、処理・処分	20
1-5-8. 資源化物の運搬・売却	20
第6節 委託費	21
1-6-1. 本件業務に係る対価	21
第2章 運営管理に関する要件	25
第1節 基本的な要件	25
2-1-1. 要求水準書等の遵守	25
2-1-2. 基本的事項	25
2-1-3. 遵守事項に関する要件	27
2-1-4. 環境管理に関する要件	27
第2節 運転管理業務	27
2-2-1. 運転計画	27
2-2-2. 人員及び有資格者の配置	27
2-2-3. 適正処理	29
2-2-4. 受付管理業務	29
2-2-5. 運転管理業務内容	30
第3節 維持管理業務	33
2-3-1. 保守点検業務	33
2-3-2. 法定点検・定期点検調整業務	33
2-3-3. 修繕業務	34
2-3-4. 計画修繕	35
2-3-5. 空調及び換気設備等点検調整業務	36

2-3-6. 定置式吸引装置点検整備業務	36
2-3-7. 計量装置保守点検調整業務.....	36
2-3-8. エレベータ保守点検業務	36
2-3-9. 電気設備点検業務.....	36
2-3-10. 消防用設備ほか点検調整業務.....	36
2-3-11. 地下タンク及び埋設配管点検業務	37
2-3-12. 総合計装システム保守点検調整業務.....	37
2-3-13. 計装機器点検調整業務	37
2-3-14. 建築物等の点検及び補修業務	37
第4節 環境管理業務.....	38
2-4-1. 環境保全計画.....	38
2-4-2. 作業環境管理基準.....	38
2-4-3. 測定分析業務	38
2-4-4. 各種基準値等に対する対応	45
2-4-5. モニタリング	45
第5節 その他関連業務.....	46
2-5-1. 緊急対応マニュアルの作成.....	46
2-5-2. 防災組織の整備.....	46
2-5-3. 防災訓練の実施.....	46
2-5-4. 事故報告書作成.....	46
2-5-5. 清掃業務.....	46
2-5-6. 植栽管理業務	46
2-5-7. ダニ等駆除業務	46
2-5-8. 保険への加入	47
2-5-9. 災害発生時等の対応	47
2-5-10. ごみの代替処理.....	47
【巻末添付】	
別紙 1 協定書の主な内容.....	別紙 1-1
別紙 2 主な予備品.....	別紙 2-1
別紙 3 主な貸与機器.....	別紙 3-1
別紙 4 学習計画書、事業実施計画書の内容	別紙 4-1
別紙 5 空調及び換気設備等点検調整業務	別紙 5-1
別紙 6 定置式吸引装置点検整備業務.....	別紙 6-1
別紙 7 計量装置保守点検調整業務	別紙 7-1
別紙 8 エレベータ保守点検業務.....	別紙 8-1
別紙 9 電気設備点検業務	別紙 9-1
別紙 10 消防用設備ほか点検調整業務.....	別紙 10-1
別紙 11 総合計装システム保守点検調整業務.....	別紙 11-1
別紙 12 計装機器点検調整業務.....	別紙 12-1
別紙 13 清掃業務.....	別紙 13-1
別紙 14 植栽管理業務	別紙 14-1
別紙 15 ダニ等駆除業務.....	別紙 15-1

第1章 総則

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 第2期長期包括運営業務要求水準書（以下「運営業務要求水準書」という。）は、岡山市（以下「本市」という。）が発注する「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業」（以下「本件事業」という。）のうち岡山市当新田環境センター第2期長期包括運営業務（以下「本件業務」という。）に適用する。

本件業務は、本件施設に関し、基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営管理するものであり、一連の運営業務を長期的かつ包括的に性能発注方式により発注するものである。

なお、本件業務と一括発注される岡山市当新田環境センター基幹的設備改良工事（以下「本件工事」という。）は一体的な事業であり、相互に連携し実施すること。このため、運営業務要求水準書内で、岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 基幹的設備改良工事要求水準書（以下「工事要求水準書」という。）を一部参照することとしており、本件工事中及び本件工事終了後においても、工事要求水準書に示す事項は遵守するものとする。

第1節 特記事項

1-1-1. 基本事項

1-1-1-1. 業務名

岡山市当新田環境センター第2期長期包括運営業務委託

1-1-1-2. 業務場所

岡山市南区当新田 486 番地 1

1-1-1-3. 施設概要

本件施設の施設概要は、工事要求水準書の「1-1-1-3. 施設概要」を参照すること。また、本件工事の完成後の施設概要については、本件工事の成果であるところの竣工図書を参照すること。なお、竣工図書については工事要求水準書の「1-6-4. 竣工図書」を参照すること。

1-1-1-4. 業務委託期間

業務委託期間は運営業務委託契約の効力発生日（建設工事請負契約が岡山市議会の議決を取得した日をいう。以下同じ。）から令和23年3月31日までとする。

なお、運営業務委託契約の効力発生日から令和8年3月31日までを「事前準備期間」と規定し、令和8年4月1日から令和23年3月31日までを「実運営期間」（15年間）という。

1-1-1-5. 業務概要

本件業務は、運営事業者により、本市が収集する可燃ごみ（以下「収集ごみ」という。）、本市・市民が直接搬入する可燃ごみ及び事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される可燃ごみ（以下「持込ごみ」という。）、本市の許可業者が搬入する可燃ごみ（以下「許可ごみ」という。）、他自治体から処理の依頼を受けて本市が搬入を認めた可燃ごみ（以下「他自治体ごみ」という。）及び本市の施設から排出される脱水汚泥（以下「脱水汚泥」という。）等の処理対象物の処理を

行うため、本件施設の運営管理を長期的かつ包括的に性能発注方式により実施するものである。

本市は、運営事業者が本件業務を行う全期間にわたって本件施設を所有し、運営事業者は、本件施設を運営管理するものとする。

本件事業の全体スケジュールと業務委託期間との関係について、その概要を図 1-1 に示す。

事前準備期間においては、実運営期間の開始前における業務引継期間を兼ねるものとし、以下のとおりとする。

① 本市からの情報提供等

運営事業者は、業務の引継ぎに際して必要に応じて本市から情報提供等の協力を受けることができるものとする。

② 既設メーカーからの情報提供等

運営事業者は、別紙 1 に示す本件施設を設計施工した事業者（荏原環境プラント株式会社（以下「既設メーカー」という。））からの調達が必要となる部品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、既設メーカーの協力を求めることができるものとする。また、特定調達品の定期点検、補修についても、自ら調達を行うことが困難な場合、既設メーカーの協力により調達することができるものとする。

本市と既設メーカーは、運営事業者が行う業務に係る協力事項及び条件等に関し、基本的な合意を取得しており、この合意内容に基づき、特定調達品の供給等協力についての協定書を運営事業者と既設メーカー間で締結している。

③ 第 1 期事業者からの業務引継ぎ等

運営事業者は、第 1 期事業契約に基づき第 1 期事業者から 3 か月間の業務引継ぎを受けることができるものとする。業務引継ぎにおいては、運営事業者の円滑な業務開始に必要な支援として運営事業者の業務従事者への教育訓練も含まれるものとする。

なお、計量棟での受付業務、プラットホームでの業務及び見学者対応業務については、本市から業務引継ぎを受けるものとする。詳細な業務の所掌については、本市と協議により対応マニュアルを作成するものとする。

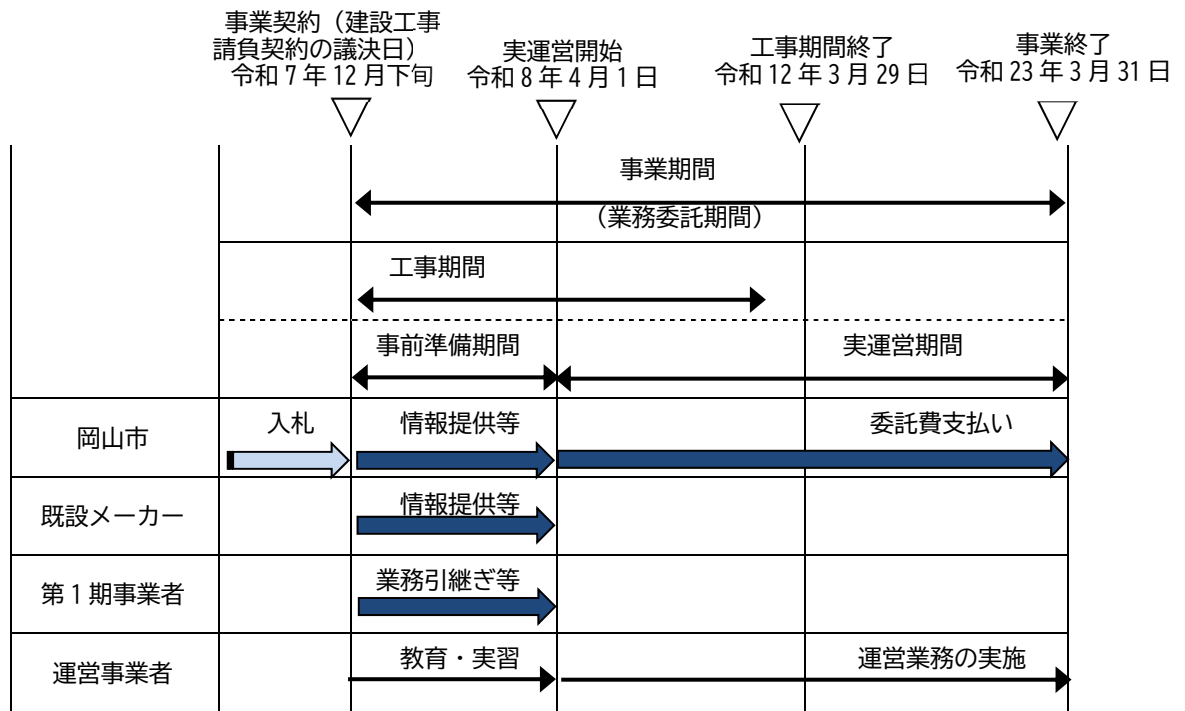


図 1-1 事業期間

第2節 一般事項

1-2-1. 適用範囲

本件業務の実施にあたっては、運営業務要求水準書に従い、誠実かつ入念に業務を遂行すること。

運営業務要求水準書は、本件業務の基本的内容について定めるものであり、これに明記されていない事項であっても、業務遂行のために必要なもの、業務の性格上当然必要と思われるものについては、運営事業者の責任において実施又は完備すること。

1-2-2. 関係法令の遵守

運営事業者は業務委託期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等（工事要求水準書の「第1章 1-2-3. 設計・施工に関する関係法令等」）を遵守すること。

1-2-3. 基本性能

運営業務要求水準書に示す基本性能とは、公害防止条件（工事要求水準書の「第2章第4節 公害防止条件」）を遵守し、安全で安定的に工事要求水準書の「2-2-1-1. 焼却炉形式と施設規模等」に示す処理を可能とする能力であり、本件業務開始時においては「岡山市当新田新焼却場建設工事」の竣工図書において示されるもの及び第1期長期包括運営業務において整備・更新された機器が発揮する性能である。「岡山市当新田新焼却場建設工事」竣工図書及び第1期長期包括運営業務において整備・更新された機器の仕様については、運営事業者へ本市が貸与する書類とするため、契約締結後に必要に応じて本市へ申し出ること。

また、本件工事終了後の本件施設の基本性能とは、以下のとおりとする。ただし、公害防止条件に関する基本性能については、本件工事の対象内外に係らず、工事要求水準書の「第2章第4節 公害防止条件」に示すとおりとする。運営事業者は、業務委託期間中、本件施設の基本性能を維持しなければならない。

(1) 本件工事の対象外設備

「岡山市当新田新焼却場建設工事」の竣工図書において示されるもの及び第1期長期包括運営業務において整備・更新された機器が発揮する性能

(2) 本件工事の対象設備

本工事の対象設備については、対象設備及び施設全体として、工事要求水準書の「1-5-1. 性能保証事項」における「表 1-5 性能要件」で示す施設の性能

1-2-4. 公害防止条件

本件施設の公害防止条件は、工事要求水準書の「第2章第4節 公害防止条件」による。

第3節 業務対象施設及び処理対象物等

1-3-1. 本件業務の対象施設

本件業務における対象施設は、運營業務要求水準書において別段の定めがある場合を除き、工事要求水準書の「1-1-1-3. 施設概要 表 1-1」に示す本件施設のうち全ての施設・設備とする。

1-3-2. 処理対象物及び年間処理量

(1) 処理対象物

本件施設の処理対象物は、以下に示す①～⑤のとおりであり、一般家庭及び民間事業者等から排出される可燃ごみの他、脱水汚泥及びし渣も処理対象物に含まれる。

- ① 「可燃ごみ」：本市の一般家庭及び民間事業者等から排出される可燃ごみ
- ② 「脱水汚泥」：本市の施設から排出される脱水汚泥
- ③ 「し渣」：本市の施設から排出されるし渣
- ④ 「可燃性残さ」：本市のリサイクル施設から排出される可燃性の選別残さ、プラスチック資源一括回収後、資源化施設から返送される不適物
- ⑤ 「災害廃棄物」：地震・風水害発生時に一時的に発生する災害ごみ

※：上記①には、本市が収集する「収集ごみ」、本市・市民・民間事業者等が直接持ち込む「持込ごみ」、本市の許可業者が搬入する「許可ごみ」の分類がある。その他、他自治体から依頼を受けて本市が搬入を認めた可燃ごみ相当の「他自治体ごみ」がある。

(2) 年間計画処理量等

本件施設の年間計画処理量は 59,000 t / 年を基本とし、社会情勢によっては、最大 64,900 t / 年までの範囲で変動することがある。なお、本件施設の計画処理量は搬入量とする。本件工事中（令和 8 年度～令和 11 年度）の年間計画処理量については、工事要求水準書の「1-4-6-2. 工事の基本手順と条件等 (4)」を参照すること。

(3) 処理対象物の性状（計画ごみ質）

本件施設の処理対象物の性状については、工事要求水準書の「2-2-1-2. 計画ごみ質」を参照すること。

1-3-3. 処理施設からの発生物の取扱い

本件施設からの発生物の取扱いについては、「1-4-2. 運營業務者の業務範囲」及び「第 2 章」を参照すること。

1-3-4. 資源化物の取扱い

運營業務者は、受け入れたごみ等を適正処理し、資源の回収に努めなければならない。

処理過程等で発生した資源化物については、本市が指定する場所に運搬すること。

1-3-5. 処理不適物の取扱い

本市は、市民や民間事業者に対して、ごみの出し方について啓発に努めるものとする。

処理対象物には、処理不適物（運營業務委託契約書別紙 6 に定めるものをいう。以下同じ。）が混入されている場合があるため、運營業務者は、本件施設において処理不適物を発見した場合は、

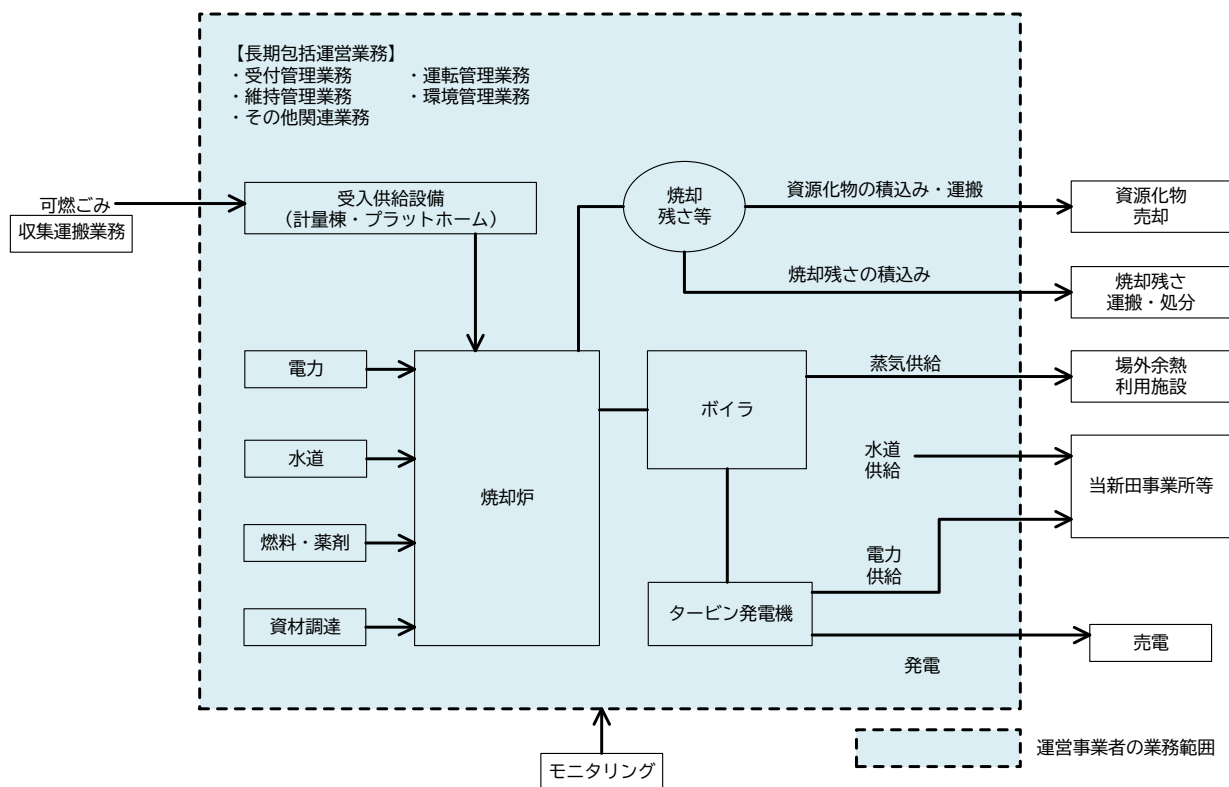
速やかに処理不適物を除去し、施設の安全かつ安定的な運転が行えるようよう努めなければならない。また、除去した処理不適物は本件施設内の本市が指定した場所に保管すること。なお、処理不適物については、本市が指定する車両に運営事業者が積込みを行い、本市又は本市が指定する業者に引き渡すこと。

なお、本市は処理不適物の内容及び品目について、本件施設の稼働状況を踏まえ、見直しができるものとする。

第 4 節 業務範囲

1-4-1. 業務範囲の概要

運営事業者の業務範囲の概要は図 1-2 に示すとおりである。



※運営事業者の電気主任技術者の管理範囲は当新田事業所等の自家用電気工作物を含む。

図 1-2 運営事業者の業務範囲(※業務範囲のみ色付)

1-4-2. 運営事業者の業務範囲

本市と運営事業者との主な業務内容の区分は表に示すとおりである。

表 1-1 業務分担と内容

No.	区分	業務内容	所掌範囲		備考
			市	事業者	
ア	運営全般業務	上位計画（基本構想）	○		
		ごみ処理基本計画	○		
		ごみ処理実施計画	○		
		施設設置者としての施設管理	○		
		県、国等への各種報告	○	△	
		施設見学者対応		○	
		行政視察、近隣他の外部対応	○	△	
		ごみ処理情報ネットワークシステムの運用保守	○		
		搬入計画の作成及び改定	○		
		搬入計画の作成及び改定	○		
イ	搬出入・受付管理業務	廃棄物の収集・運搬	○		
		持込者の受付・料金徴収		○	
		ごみ処理料金の収納		○	
		搬入車両の計量・記録・確認		○	
		搬出車両の計量・記録・確認		○	
		処理不適物の確認		○	
		処理不適物の指導		○	
		プラットフォームでの車両の誘導・指示		○	
		処理不適物・焼却残さの搬出車両への積み込み作業		○	
		処理不適物の搬出	○		
ウ	運転管理業務	焼却残さの搬出（再資源化）			
		資源化物の搬出車両への積み込み作業		○	
		資源化物の搬出		○	
		総合事業実施計画書に基づく、事業実施計画書の策定		○	
		事業実施計画書に基づく年間運転計画の策定		○	
		月間運転計画の策定		○	
		本件施設の運転管理（監視・操作・点検・測定）		○	
		小売電気事業者との売電に係る契約・売電収益の所掌	○		
		売電に係る技術支援		○	
		熱供給		○	
エ	維持管理業務	資源化物の売却	○		
		ユーティリティ管理業務（電気、上下水道、ガス、灯油、薬剤等）		○	
		運営維持管理計画、修繕計画の策定		○	
		保守点検業務		○	
		法定点検、定期点検業務		○	
		補修・修繕業務		○	
		計画修繕業務		○	
		消耗品・予備品の調達・管理		○	
		建物、建築設備に関する維持管理業務	△	○	
		建物、周回道路等の軽微な補修※1		○	
オ	環境管理業務	本件施設内機器の大規模修繕（建物含む）		※2	
		施設性能の確認検査業務（機能検査、精密機能検査）		○	
		定置式吸引装置点検整備業務		○	
		計量装置保守点検調整業務		○	
		設備点検（空調及び換気設備、エレベータ、電気設備、消防用設備、地下タンク及び埋設配管、総合計装システム、計装機器）		○	
		ごみ質・排ガス・排水等の測定分析		○	
		作業環境測定		○	
		周辺環境の測定		○	
		安全衛生管理		○	
		警備業務（防火・防犯）	△	○	
カ	その他関連業務	清掃業務		○	
		植栽管理（本件敷地内全域）		○	
		ダニ等駆除		○	
		情報管理（運転管理データ、保守管理データ、設計図書類）		○	
		運営の事前準備	△	○	
		運営の事前準備	△	○	

凡例 ○：所掌範囲 △：一部所掌範囲

※1 軽微な補修とは、現状復旧作業とする。

※2 運営事業者は、大規模修繕（設備一式の更新等）が発生しないよう、適切な維持管理を行うこと。

1-4-2-1. 運営業務の準備業務等

運営事業者は、事前準備期間開始までに、事前準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、本市の承諾を受けるものとする。なお、当該学習計画書については、本件事業の基本協定締結後の事前準備行為の一環として自らの責任において作成し、本市へ提出し、本市の承諾を受けるものとする。

運営事業者は、本市及び第 1 期事業者から引継を受けることとし、引継期間中に発生する教育指導等に係る費用については、運営事業者と第 1 期事業者の協議により定め、運営事業者の負担とする。運営事業者は、本件施設に関して書面により質問することができ、本市は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、既設メーカーが提出した資料に記載されている範囲内で回答を行うものとする。

また、運営事業者は、業務委託期間及び業務委託期間終了後 1 年間にわたるライフサイクルでの本件施設の運営管理の考え方（以下「運営管理の考え方」という。）及び業務委託期間における本件業務に係る運営マニュアル、運転管理計画、維持管理計画、補修・修繕計画を取りまとめた計画書（以下「総合事業実施計画書」という。）及び総合事業実施計画書に基づいた実運営開始初年度における運営マニュアル、運転管理計画、維持管理計画、補修・修繕計画を取りまとめた計画書（以下「事業実施計画書」という。）を提出し、本市の承諾を受けるものとする。

本市は、運営管理の考え方及び総合事業計画書及び事業実施計画書について、必要かつ合理的と認めるときは、その補足、修正又は変更を求めることができる。この場合、運営事業者は、かかる求めに応じ運営管理の考え方及び総合事業計画書及び事業実施計画書の補足、修正又は変更を行い、速やかに本市に提出し、承諾を受けなければならない。

1-4-2-2. 運営管理に係る業務

運営事業者は、以下の業務を自らの責任と費用において実施すること。なお、本市職員が本件施設において、本件業務の実施状況を監視及び運営事業者に対し必要な指導を実施することがある。

(1) 受付管理業務

① 計量棟での受付管理

運営事業者は、計量棟において、収集車（直営、委託、許可業者）及び一般持込車の計量手続きを行う。収集車（許可業者）及び一般持込車については、2 回計量とする。一般持込車及び収集車のうち直営、委託、許可業者は以下のとおりとする。

- A) 直営：本市が収集して搬入する。
- B) 委託：本市から委託を受けた者が収集して搬入する。
- C) 許可業者：本市の許可を受けた者が収集して搬入する。
- D) 一般持込車：本市の住民及び本市内に所在する民間事業者が直接搬入する。搬入時に排出場所の確認や、搬入申請書の記入を受けるなどの手続きを実施する。

② プラットホーム内の車両誘導

運営事業者は、プラットホームにおいて搬入車両の誘導を行い、処理不適物の発見に努めること。処理不適物等の持込が発見された際は、持込者に対して指導を実施するとともに、速やかに本市へ報告する。なお、プラットホーム内における処理不適物を持ち込んだ市民への指導等、詳細な業務の所掌については、事前準備期間中に本市との協議により対応マニュアルを作成するものとする。

③ 手数料徴収代行業務

- A) 運営事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 2 項に規定する指定公金事務取扱者として許可業者及び一般持込者等に対し、本市が定める手数料

（区分ごとの単価については岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年 3 月 24 日 条例第 32 号）による。）を本市が定める方法にて本市に代わり徴収すること。なお、地方自治法第 243 条の 2 の 3 の規定に基づき、運営事業者は、帳簿を備え付け、これに公金事務（地方自治法第 243 条の 2 に規定する公金事務をいう。以下同じ。）に関する事項を記載し、及びこれを保存すること。本市が帳簿の検査を実施するときは、これに応ずること。

- B) 許可業者のうち後納により手数料徴収する場合は、手数料請求は本市が行うため、運営事業者は、本市が定める方法に従い、許可業者別の搬入量及び請求額等を本市へ報告すること。
- C) 運営事業者は、徴収した料金を本市が定める方法によって本市へ引き渡すこと。
- D) 運営事業者は、公金事務を再委託する場合は、事前に本市の承諾を得ること。

(2) 運転管理業務

① 処理対象物の適正処理

運営事業者は、環境関連の法規制や本件施設の施設基準値等を遵守し、処理対象物の焼却処理を適正に行うこと。

② 用役の確保

運営事業者は、本件施設の運転管理に必要な業務（燃料、薬剤等の用役調達を含む。）を実施すること。また、本件施設及び本件敷地内の各所（当新田事業所及び当新田資源回収所（以下「当新田事業所等」という。）を含む。）において使用する電力、上下水道、ガスについて、小売電気事業者、岡山市水道局、岡山市下水道河川局及びガス事業者の契約を行い、料金を支払うこと。運営事業者が必要とする電話、テレビ受信についても自らで契約を行い、料金を負担すること。

③ 発電業務

運営事業者は、焼却処理に伴いボイラーで発生させた蒸気を蒸気タービンに送気して発電すること。

なお、余剰電力については本市が小売電気事業者等と契約して売電する。このため、運営事業者は、本市が余剰電力を外部に売電するための必要な技術支援業務を実施する。

④ 電力及び熱の供給

運営事業者は、本件敷地内の当新田環境センター内各所及び当新田事業所等へ安定的に給湯（戻りなし）及び電力供給を行うこととする。運営事業者の電気主任技術者の管理範囲はこれらの自家用電気工作物を含むものとする。また、本件施設の北側約 200m に位置する余熱利用施設へ安定的に熱供給（低圧蒸気）を行うこと。

余熱利用施設へ供給する条件は、次のとおりである。

- ・ 熱媒：785kPa の飽和蒸気
- ・ 供給量：最大 3t/h
- ・ 供給時間：24 時間

また、蒸気配管等の管理は、本件施設から余熱利用施設取合点（添付資料-8 を参照）までの範囲とする。なお、本件施設の全系列停止時においては、本件施設から電力及び熱の供給を停止し、余熱利用施設では代替熱源により熱源を確保するため、あらかじめ計

画停止時期について本市へ通知すること。何らかの事由により計画外停止する際は速やかに本市へ通知するとともに、運営事業者の責による計画外停止の場合は、本市が余熱利用施設の事業者へ支払った代替燃料相当額を本市へ支払うものとする。

⑤ 焼却残さ等の搬出

運営事業者は、本件施設において発生する焼却残さ（飛灰・不燃物）を本市が指定する車両等に積込みを行うこと。

⑥ その他

運営事業者は、本件施設の運転管理業務を実施するにあたり、本市が実運営期間開始時に引き渡す予備品（別紙 2）、貸与機器等（別紙 3）を使用することができる。また、業務委託期間終了時には、本市が引渡した予備品と同等の品目、数量を本市に引渡すこと。

(3) 維持管理業務

① 維持管理

運営事業者は、本件施設の機能を維持するために必要な定期点検・整備、各種修繕・補修、更新等を行うこと。施設の定期点検、修繕に関する基本的な考え方は表 1-2 に示すものとし、作業手順書、チェックリスト等を作成した上で実施すること。また、維持管理計画の作成に際しては、対象とする施設や設備、装置等の特性を踏まえ、表 1-3 に示す最適な保全方式を選定し、計画に反映させること。

なお、本件施設の維持管理に必要な業務（消耗機材、予備品の調達・管理を含む。）を実施すること。

② 大規模修繕

本市は、工事要求水準書の規定及び、事業者の提案内容に基づく本件工事及び法令変更等に伴う改造工事を除き、土木、建築の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕及び設備、配線、配管等の全面的な更新及びプラント設備について設備単位（主要機器リストを参照。）で行う全面的な更新（以下「大規模修繕工事」という。）は発生しないものと想定していることから、運営事業者は、実運営期間中に大規模修繕工事が発生しないように各種計画を策定し、維持管理を行うこと。ただし、外壁や屋根の防水工事部分等に代表されるような計画的な修繕内容等については、大規模修繕工事とは取り扱わない。

また、業務委託期間中において、著しい技術的な革新等により本件施設で採用した技術の陳腐化等が認識できる場合や、燃焼改善等、本件施設の機能向上が期待できる場合には、大規模修繕工事を伴う改良工事等を提案することができる。本市は、かかる提案がされた場合は、運営事業者と改良工事等の可否、内容及び条件等について協議することができる。

表 1-2 定期点検、修繕の内訳

作業区分			概要	作業内容
定期点検			故障を未然に防止するため、定期的に点検を行う。	機能検査、精密機能検査
修繕	予防保全	定期修繕	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。)	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替及び更新 ・精度検査
		更正修繕	設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う修繕をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度検査
		予防修繕	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常点検等で発見した不具合箇所の修繕
		計画修繕	業務委託期間中において、定期修繕とは別に将来的に設備性能の低下が予定される機器の修繕を行う。	機器の修繕、更新
	事後保全	通常事後保全(事後修繕)	運転停止リスクを伴わず、安全面でも問題のない機器について、経済的側面を考慮し、故障発生後に早急に復元する。	故障の修繕、調整
		緊急事後保全(突発修繕)	設備が故障して停止した時、又は設備性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修繕

(注) 表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

表 1-3 保全方式の分類と考え方

保全方式		保全方式選定の留意点	設備装置機器の一例
事後保全(BM)		●故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの(予備系列に切り替えて保全できるものを含む)。 ●保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類
予防保全(PM)	時間基準保全(TBM)	●具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ●構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ等回転機器類、電気計装部品、電気基板等
	状態基準保全(CBM)	●摩耗、破損、性能劣化が、日常稼働中あるいは定期の点検・検査において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、灰・汚水設備の腐食等

事後保全(BM) : Breakdown Maintenance

、予防保全(PM) : Prevention Maintenance

時間基準保全(TBM) : Time-Based Maintenance

、状態基準保全(CBM) : Condition-Based Maintenance

③ 特定調達品の調達等

運営事業者は、本件業務の実施において別紙 1 に示す「協定書の主な内容 特定調達品のリスト」に示す製品の調達に際し、既設メーカーの協力を求めることができる。

また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修について、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、既設メーカーの協力により、合理的な条件で調達することができる。

なお、本規定は既設メーカーからの調達を義務付けるものではなく、運営事業者が自らの責任において既設メーカー以外から調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。また、既設メーカー以外から特定調達品を調達する場合、本件施設の機能を維持できることを本市に説明するとともに、当該調達先、調達時期等につき報告すること。

④ 施設機能検査の実施

運営事業者は、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、本件施設の機能状況等につき、機能検査を毎年 1 回以上、また、第三者機関による精密機能検査を 3 年に 1 回以上行うこと（令和 6 年度に精密機能検査を実施）。また、関係法令等に基づく法定点検を実施すること。

⑤ 長寿命化総合計画の見直しと管理

運営事業者は、本市が令和 7 年度に策定した長寿命化総合計画のうち、施設保全計画について本件工事の内容を踏まえて改定するとともに、継続的な見直しを行い、維持管理業務に反映させて施設の長寿命化に資する業務を実施すること。

(4) その他業務

① 運営管理体制の構築

運営事業者は、本件業務の遂行に必要な有資格者を関係機関への届出期間及び引継期間等を考慮の上確保し、本件施設を適切に運転するための運営管理体制を構築すること。

② 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関すること

運営事業者が電気事業法上のみなし設置者となり、電気事業法に関する全ての権限、義務、責任を果たすこと。電気事業法の規定により、本件施設及び本件敷地内の自家用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するよう維持すること、また、保安規定を制定・届出し、遵守すること及び主任技術者を選任し、国に届け出ること。

主任技術者は事前準備期間から配置すること。

なお、設置者の届出等必要な手続きは運営事業者で実施すること。

③ 事業実施計画書の策定

運営事業者は、実運営期間の初年度を除き、毎事業年度の 6 月末日までに、運営管理の考え方及び当該事業年度における事業実施計画書に基づき、翌事業年度における事業実施計画書、翌事業年度から業務委託期間終了までの期間における事業実施計画書を提出し、本市の承諾を受けること。また、本市は適宜、業務委託期間及び業務委託期間終了後 1 年間にわたり、運営業務要求水準書に示した性能を維持するための説明を求めることができ、必要に応じ、運営管理の考え方及び事業実施計画書の改定を求めることができる。

また、運営事業者は、本件工事の途上又は完工後において設計施工事業者が作成又は改定する取扱説明書や運営管理マニュアルを自らの事業実施計画書へ適宜反映させ、事業実施計画書を改定した際は速やかに本市の承諾を受けること。

④ 事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

運営事業者は、焼却炉・ボイラー等の築炉整備により生じる廃耐火物等、本件業務の事業活動において発生する廃棄物（焼却残さ等を除く。）を関係法令に基づき適切に処理すること。

⑤ 技術的・経営的視点に基づく本市への協力・助言

運営事業者は、中長期的見地で本件施設を合理的に保全・整備し、運営管理していくための最適な方法を導き出すために、技術的・経営的視点に立って本市に協力・助言をすること。

⑥ 許認可取得への協力

運営事業者は、本市が本件事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するにあたり、必要な協力をを行うこと。

⑦ 災害時の対応

運営事業者は、地震等の災害が発生した場合、本市の指示に従い、本件業務を行うこととし、災害廃棄物を受け入れること。

災害廃棄物の受入及び処理に基づき発生した増加費用額の負担については、原則本市の負担とし、本市と運営事業者にて協議するものとする。

⑧ 関係官公署への報告・届出

運営事業者は、関係官公署への本件業務に係る報告・届出等を作成・提出すること。

運営事業者は、本市が関係官公署へ報告・届出等を必要とする場合、本市の指示に従って、必要な資料・書類を速やかに作成・提出すること。なお、関連する費用は全て運営事業者が負担すること。

⑨ データの保管及び報告書の作成等

運営事業者は、本件業務に係る日報、月報、年報を作成し、履歴情報、コストデータ等の事業実施計画書の実施状況、その他本市が業務監視を行うために必要なデータの記録及び報告書（全てを含めて以下「実績報告書」という。）の作成を行うこと。実績報告書の様式及び記載方法等については、本市と運営事業者の協議により定めるものとし、実績報告書は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は、本市との協議による年数を保管すること。また、運営事業者は、本市がこれまでに作成した機器整備履歴、DCS日報の管理を引継ぎ、事業期間終了後、本市に返却すること。なお、実績報告書は常に本市が閲覧可能な状態とすること。

⑩ 見学者に関する業務

運営事業者は、本件施設への見学者対応（見学者受入れ、説明、案内、資料配布等含む）及び本件施設の見学設備（展示物、備品等）の維持管理を行うこと。また、行政視察に関しては、本市が対応するため、説明補助や資料作成等で必要な支援を行うこと。

⑪ 建築物、建築設備等の維持管理

運営事業者は、本件施設の建築物、その他付属する建築設備、本件施設敷地内（当新田事業所等を除く。）の道路、駐車場、外構、外灯、地下埋設物の工作物等について維持管理を行うこと。

⑫ 清掃及び植栽等の管理

運営事業者は、本件施設の清掃、本件敷地内の清掃（当新田事業所等を除く。）、本件施設敷地内の植栽の管理等の業務を生活環境及び景観に配慮して実施すること。なお、これらの業務で発生した廃棄物については、本件施設において処理できるものとする。

⑬ 環境測定

運営事業者は、公害防止条件の遵守状況を確認するために法令上必要な測定分析等を行うこと。

⑭ 安全衛生管理

運営事業者は、本件施設及び本件敷地内（当新田事業所等を除く。）の安全衛生管理を行うこと。また、本件施設内の作業環境の測定を行い、作業環境の保全に努めること。

⑮ 防火管理及び警備

運営事業者は、関係法令に基づく防火管理上の必要な組織等を整備し、管理者を配置するとともに、本件施設及び本件敷地内（当新田事業所等を除く）の防火管理を行うこと。また、警備業務を行い、防犯に努めること。

⑯ 車両、重機等

運営事業者は、本件業務において必要な車両、重機等は、本件施設の運転管理、維持管理に最適なものを用意し、その維持管理を行うこと。ただし、本件施設において本市が現在保有している車両は貸与するが、点検等の維持管理は運営事業者において行うこと。

⑰ 地域社会への貢献

運営事業者は、地域社会との共生に努め、半数以上の従業員の市内雇用及び市内企業の積極的な活用を努めること。

⑱ 本市が行う環境配慮活動への協力

運営事業者は、運営維持管理業務に際し、本市が実施する環境配慮活動に対し必要な支援を行うこと。また、光化学オキシダント情報・注意報等発令時には、窒素酸化物を通常排出量から削減するよう適切な対応を図ること。

⑲ 本市が使用する設備の維持管理

本市は、「1-4-3.本市の業務範囲」に示す業務を実施するため、本件施設の工場管理棟・計量棟・駐車場等を使用するが、これらの設備の維持管理及び電力・水道・ガス等の調達についても運営事業者が行うこと。

⑳ 関連事業等への協力

運営事業者は、本件施設及び本件敷地内及び周辺での本市及び関係団体が行う事業等に対し、本市の要請に基づき協力するものとする。

㉑ 個人情報の保護

- A) 運営事業者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、本件業務によって知り得た個人情報を適切に管理すること。
- B) 運営事業者は、個人情報の管理にあたり、個人情報保護マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- C) 運営事業者は契約書作成に併せて本市と「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

㉒ 住民対応

- A) 運営事業者は、常に適切な運営管理を行うことにより、地域住民の理解と協力を得ること。
- B) 本件施設に関する市民からの意見・苦情等に対する受付について本件施設への直接の問合せについては運営事業者にて対応する。
- C) 住民等による意見・苦情等を運営事業者が受け付けた場合には、速やかに本市に報告し、対応等について本市と協議を行うこと。
- D) 本市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4の規定に基づいて、運営管理対象施設の維持管理に関し環境省令で定める事項の記録を当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に閲覧を求められた場合には、該当する書類を閲覧に供する。運営事業者は、当該閲覧に供する書類（デジタルファイル含む。）につい

て、定期的に本市へ提出するものとする。当該閲覧に供する書類の内容と書式、及び本市への提出時期については、予め本市と協議により決定する。

1-4-2-3. 業務委託期間終了時の取扱い

(1) 業務委託期間終了時の機能検査

運営事業者は、業務委託期間終了後も本件施設が継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による検査を、本市の立会の下に実施すること。なお、本市では、この業務委託期間終了時の本市他施設の稼働状況及び更新施設の整備状況によっては、業務委託期間終了後も本件施設の継続使用について視野に入れている。

当該検査の結果、本件施設が業務委託期間終了後も継続して１年間程度使用することに支障がなく、以下に示すような状態であることが確認できたことをもって、本市による業務委託期間終了時の確認とする。

当該検査の結果、本件施設が業務委託期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、業務委託期間終了後の運営を担当する事業者（又は本市）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。

また、「基本的な性能を満たしている」とは、本件施設が「1-2-3. 基本性能」を満たすことをいう。

- ① 業務委託期間が終了する前に、完了検査（処理性能、環境性能等の基本的な性能を満たしていることを確認するための試験をいう。）を実施し、基本性能を満たした状態で業務完了すること。
- ② 本件施設が業務委託期間終了後も１年間は、業務委託期間と同等の条件で運営管理することを前提に過去５年間の運転コスト（用役費用、補修工事費用等）において継続して使用することが可能な状態として業務完了することを保証すること。
- ③ 建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態であること。
- ④ 設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態であること。

(2) 業務委託期間終了後の運営方法の検討

- ① 本市は、業務委託期間終了の３６か月前から業務委託期間終了後の本件施設の運営方法について検討を開始する。運営事業者は、本市の検討に協力すること。
- ② 本市が、業務委託期間終了後の本件施設の運営管理を自ら実施するか、又はこれについて公募などの方法により新たな事業者を選定する場合、運営事業者は次の事項に関して協力すること。
 - A) 新たな事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示
 - B) 新たな事業者による本件施設及び運営管理状況の視察
 - C) 新たな事業者に対して実施する業務委託期間中の引継ぎ業務（最長３か月）
 - D) その他新たな事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- ③ 業務委託期間終了時には、本件施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした

上で、引き渡す。なお、規定数量は本市との協議による。また、予備品や消耗品などについては、本市が支給した予備品・消耗品を支給時点の数量に補充の上で引き渡すこと。

1-4-2-4. 原因究明義務

(1) 原因究明義務

業務委託期間内において、本件施設の基本性能が発揮されない事態が発生し、運営事業者からのその旨の報告及び本市がその旨を発見した際は、次のとおりとする。

- ① かかる事態に際し、本市が本件工事での契約不適合の可能性を疑う場合又は運営事業者が求める場合において、本市は工事要求水準書の定めに従い、その旨を本件工事の設計施工業者に通知する。
- ② 前号以外の場合は、本件業務の運営事業者が、この原因の究明を実施すること。

(2) 原因究明に係る費用の負担

- ① 原因究明の調査に要する費用等の負担については、前(1)の①の場合は、工事要求水準書の定めに従い、究明結果にかかわらず本件工事の設計施工事業者が負担するものとし、これ以外の場合は、究明結果にかかわらず本件業務の運営事業者が負担する。
- ② 原因究明の結果、設計の契約不適合、あるいは施工上の過失によるものと明らかとなった場合は、工事要求水準書の定めに従い、本件工事の設計施工事業者が自らの責任において速やかに改善する。
- ③ 原因究明の結果、本件工事の設計施工事業者の契約不適合事項及び過失のみならず、原因の一部が本市又は本件業務の運営事業者に帰責する場合は、双方協議により、改善に要する費用の負担割合を定める。
- ④ 原因究明の結果又は責任の所在等について、本市、各々の事業者のいずれかにおいて疑義が生じた場合は、裁定機関において判断を仰ぐものとする。

1-4-2-5. 裁定機関

(1) 裁定機関

原因究明に基づく帰責者及び責任割合等に疑義がある場合は、本市、各々の事業者、学識経験者、その他必要な第三者による裁定機関を組織し、裁定機関においてその裁定を行う。帰責者は、原則として、裁定機関の裁定結果に従うものとする。

裁定機関の庶務は本市が担う。また、裁定機関の裁定に係る資料作成、調査、測定、分析、その他必要な費用の負担は、1-4-2-4.(2)の費用の負担と同様に取扱うものとする。

(2) 管轄裁判所

帰責者が裁定機関の裁定に不服がある場合、訴訟の提起、調停の申し立てについては、岡山地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする。

1-4-3. 本市の業務範囲

本市は、次の業務を実施する。

(1) 搬入計画の作成及び改定

本市は、毎年度における処理対象物の搬入計画を作成し必要に応じて改定する。

(2) 処理対象物となる一般廃棄物の搬入

本市は、処理対象物となる収集ごみを本件施設に搬入する。

(3) 処理不適物の搬出、処理・処分

本市は、処理不適物を搬出、処理・処分する。

(4) 焼却残さ（飛灰・不燃物）の処分

本市は、焼却残さ（飛灰・不燃物）を搬出、処分する。

(5) 資源化物の売却

本市は、資源化物を売却、処分する。資源化物の売却収益は本市に帰属するものとする。

(6) 余剰電量の売却

本市は、余剰電力について小売電気事業者等と売電に係る契約を締結する。売電収益は本市に帰属するものとする。

(7) 本件業務の実施状況の監視（モニタリング）

本市は、運営事業者により実施される本件業務の実施状況について、監視を行い、本件施設の維持管理の方法について運営事業者と協議し、必要に応じて総合事業実施計画書及び事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器から得られる諸データ及び運営事業者から提出される各種報告書などにおいて行う。

本市が監視する主な項目は次を予定しているが、必要に応じて変更できるものとする。

- ・ 運転状況（ごみ搬入量、各炉焼却量、各炉稼働日数、各炉稼働時間等）
- ・ 維持管理状況（定期点検・整備、各種修繕・補修、更新、電気設備等点検調整業務等）
- ・ 用役量（電力、上下水道、燃料、薬品等）
- ・ 環境保全状況（ごみ質、ばい煙、焼却残さ、排水、作業環境、周辺環境等）
- ・ その他関連業務状況（清掃、植栽管理、ダニ等駆除業務等）

なお、本市は、運営事業者が行う定期点検・整備、各種修繕・補修、更新等に際し、立会いを行い、実施状況の監視を行うことができるものとする。

また、本市は、必要に応じて、本件施設に係る計測及び分析を行うことができる。

(8) 見学者予約の対応

本市は、本件施設の見学者予約受付を行い、予約状況の管理を行う。

(9) 行政視察への対応

本市は、本件施設の行政視察への対応を行う。

(10) 委託費の支払い

本市は、本件業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営事業者に支払う。なお、委託費の支払いについては、本章の第6節による。

(11) 余熱利用施設の熱供給契約

余熱利用施設への熱供給について、本市と余熱利用施設管理者との間で「岡山市当新田健康増進施設運営・維持管理事業 特定事業契約」を締結しており、当該契約書に定める余熱供給条件に基づき本件施設から余熱利用施設へ余熱を供給をする。

(12) 焼却残さ資源化に係る委託契約

本件施設で発生する焼却残さ（飛灰及び不燃物）の資源化処理について、本市は焼却残さ資源化事業者及び焼却残さ運搬事業者との間で各々委託契約を締結する。

(13) ごみの減量化、資源化の啓発・普及

本市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努める。

(14) ごみ処理情報ネットワークの運用保守

本市は、当該システムを運用し、システム及びシステムに付属する機器の保守をする。

第 5 節 費用負担

1-5-1. 電気(受電)

運営事業者は、本件施設、本件敷地内及び当新田事業所等において使用する電気について、電気事業者と契約を行い、これに係る一切の費用を負担する。

1-5-2. 上下水道

運営事業者は、本件施設、本件敷地内及び当新田事業所等において使用する上下水道について、水道局及び下水道河川局と契約を行い、これに係る一切の費用を負担する。

1-5-3. ガス

運営事業者は、本件施設において使用するプロパンガスについて、ガス事業者と契約を行い、これに係る一切の費用を負担する。

1-5-4. 電話等通信費用

運営事業者は、本件施設において使用する電話やインターネット回線について、通信事業者等と契約を行い、これに係る一切の費用を負担する。

1-5-5. テレビ受信料

運営事業者は、本件業務を実施する上で必要となるテレビ受信について、NHK等と契約を行い、これに係る一切の費用を負担する。

1-5-6. 焼却残さ資源化等に係る費用

本市は、本件施設から発生する焼却残さ（飛灰・不燃物）の搬出、処分に係る費用を負担する。

1-5-7. 処理不適物の搬出、処理・処分

本市は、本件施設から排除された処理不適物の搬出、処理・処分を行い、これに係る費用を負担する。

1-5-8. 資源化物の運搬・売却

運営事業者は資源化物の運搬をすること。なお資源化物の売却益は本市の収入とする。

第 6 節 委託費

1-6-1. 本件業務に係る対価

本市は、本件業務に係る対価について、運営業務委託契約において定める額を、業務委託期間にわたって、処理実績等に基づき事業者へ委託費として支払う。

なお、運営事業者による本件業務の履行状況に応じて、運営業務委託契約の規定に従い、委託費の減額を行うことがある。

1-6-1-1. 委託費の構成等

本件業務における委託費の構成は、以下の内容とする。

- (1) 本件業務の委託費については、固定費と変動費の金額を合計した金額とする。
- (2) 固定費とは、本件施設へ搬入された処理対象物量の増減にかかわらず変動しない費用のことである。
- (3) 変動費とは、本件施設へ搬入された処理対象物量の増減に応じて変動する費用のことである。
- (4) 委託費の基礎とする処理対象物量は、本件施設の計量機において計量した搬入量とする。
- (5) 固定費及び変動費には「表 1-4 本件業務における委託費の構成」の費用が含まれるものとし、次の式により計算する。

「委託費」＝ 固定費 ＋ 変動費

「変動費」＝ 変動費単価(円) × 処理対象物量 (トン)

- (6) 余熱利用施設へ低圧蒸気(余熱利用)を本件施設から供給するものとし、低圧蒸気の供給に係る費用については、本件業務の委託費に含まれるものとする。
- (7) 本件敷地内の施設(当新田事業所等)へ本件施設から電力を供給するものとし、電力の供給に係る費用については、本件業務の委託費に含まれるものとする。
- (8) 本件業務の固定費は、原則として平準化する。
- (9) 委託費の支払いは固定費と変動費を四半期毎に支払うものとする。令和 8 年度第 1 四半期分(令和 8 年 4 月 1 日～6 月末日分)を初回として、以後、令和 22 年度第 4 四半期分(令和 23 年 1 月 1 日～3 月末日分)までの計 60 回支払うものとする。
- (10) 本件業務に伴い発生する余剰電力の売電収益等は本市に帰属するものとし、小売電気事業者等との売電契約等については本市が行う。ただし、運営事業者はその契約手続きにおいて本市に協力することとする。
- (11) 本市が別途行う契約により生じる資源化物の有価物の売却に伴う収入は、本市に帰属する。
- (12) 各年度の計画処理量は表 1-5 を参照すること。なお、表 1-5 に記載の各年度の計画処理量は標準とし、年間当たり最大 64,490 t の範囲で変動することがある。
- (13) 本件業務による運営事業者の利益に相当する費用は固定費に計上するものとし、他の費用に計上しないこと。
- (14) 業務委託期間中に生じた物価変動については、次項に定める方法で委託費の変更を行うこととする。
- (15) 委託費を構成する固定費と変動費の費用及び単価については、事業者が入札書に添付する運営管理費内訳書に記載する金額及び原単位により数値を決定する。

表 1-4 本件業務における委託費の構成

種類	概要	項目
固定費	点検・検査費、補修工事費、 用役費を除く人件費などの 施設運営に係る諸費用	・ 人件費 ・ 保険料 ・ 精密機能検査費 ・ 測定費 等
	基本料金	・ 電気基本料金 ・ アンシラリーサービス料金 ・ 上水道基本料金 ・ 下水道基本料金
	点検・検査費 補修工事費 予備品・消耗品費 等	・ 点検検査、補修工事、更新に要する費用 ・ 処理対象物量、ごみ質の大小に係らず一定 量を消費する薬剤及び油脂類 ・ 予備品・消耗品費 等
変動費	用役費	・ 電気使用料金（従量料金） ・ 薬剤費 ・ 上水使用料金（従量料金） ・ 下水使用料金（従量料金） ・ 燃料費 ・ その他

表 1-5 各年度の計画処理量

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
57,150 t	48,800 t	32,420 t	56,260 t	59,000 t	59,000 t
令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度
59,000 t	59,000 t	59,000 t	59,000 t	59,000 t	59,000 t
令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度			
59,000 t	59,000 t	59,000 t			

1-6-1-2. 委託費の見直し

事業期間の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則として次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとする。

(1) 委託費の見直しの考え方

- ① 委託費の見直しは、毎年 9 月に翌年 4 月から適用する次年度の委託費（固定費、変動費単価）を見直すものとし、直近 1 年間分の評価指標と前回委託費の改定が行われた時点における評価指標を比較して行う。
- ② 見直しに係る指標は対象費用ごとに表 1-6 に示す指標を用い、それぞれに改定指数を乗じて得られた値を合計して求めるものとする。

- ③ 当該指標は、事業者の提案により合理性及び妥当性があると本市が認める場合、協議を行い見直しすることができる。
- ④ 事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、運営事業者への支払いにかかる消費税及び地方消費税については、本市が改定内容にあわせて負担する。

表1-6 物価変動の基準となる指標

区 分	改定の対象となる費用	指 標
固定費	①人件費	岡山県毎月勤労統計調査 月報（岡山県総合政策局統計分析課）＞現金給与総額・事業所規模 30人以上）
	②電気基本料金	各供給事業者等の電気基本料金
	③水道基本料金	岡山市水道基本料
	④油脂類	日本銀行 HP＞統計＞物価関連統計＞国内企業物価指数＞化学製品＞小類別／無機化学工業製品
	⑤点検・補修費（維持管理費）	日本銀行 HP＞統計＞物価関連統計＞企業向けサービス価格指数＞技術サービス＞品目／プラントメンテナンス
	⑥その他費用	日本銀行 HP＞統計＞物価関連統計＞企業向けサービス価格指数＞下水道・廃棄物処理＞小類別／廃棄物処理
変動費	①電気使用料金	各供給事業者等の電気料金単価
	②水道使用料金	岡山市水道料金単価
	③下水道使用料金	岡山市下水道料金単価
	④薬剤費	日本銀行 HP＞統計＞物価関連統計＞国内企業物価指数＞化学製品＞小類別／無機化学工業製品
	⑤燃料費	日本銀行 HP＞統計＞物価関連統計＞国内企業物価指数＞石油・石炭製品＞類別／石油・石炭製品
	⑥その他費用	日本銀行 HP＞統計＞物価関連統計＞企業向けサービス価格指数＞下水道・廃棄物処理＞小類別／廃棄物処理

(2) 固定費と変動費の見直し方法

<改定の計算方法>

本件業務にかかる対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

定義 Y： 改定後使用する単価又は費用
X： 前回改定後の当該費用
 α ： 改定率

$$\text{改定率※1} = \frac{\text{改定時の最新の指標（直近1年間の平均値）}}{\text{前回改定時※2の指標（前回改定時点の直近1年間の平均値）}}$$

※1：当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとして、金額は1円未満を切り捨てたものとする。

※2：実際に費用の改定が行われた時点を指す。

- ① 第1回目（令和8年度分）の委託費は、運営管理費内訳書の数値で提示された金額とする。
- ② 第2回目（令和9年度分）の委託費について、「前回改定時の指標（前回改定時点の直近1年間の平均値）」は、「入札書の提出時点における直近1年間の平均値」とする。

第2章 運営管理に関する要件

第1節 基本的な要件

運営事業者は、本件事業の実施にあたって、本件施設が本市の循環型社会形成と脱炭素社会形成を推進する施設であること及び地域住民の理解、協力のもとで運営されていることを十分踏まえ、最適な運営管理に配慮し、以下の基本的事項を遵守すること。

2-1-1. 要求水準書等の遵守

2-1-1-1. 要求水準書等の遵守

運営事業者は、運営業務要求水準書及び本件事業に係る入札公告及び募集要項等に基づき事業者が提出した技術資料（追加・訂正資料を含む。）に記載される要件について、遵守すること。

なお、運営業務要求水準書及び技術資料の相互において内容が異なり、本市から特に指示が無い場合は、提出時期において最新のものを優先する。

2-1-1-2. 提出書類の変更

運営事業者が作成する提出書類に運営業務要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、運営事業者の責任において運営業務要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

2-1-1-3. 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

運営業務要求水準書で記載された事項は、本件業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営管理することを妨げるものではない。運営業務要求水準書に記載されていない事項であっても、施設を運営管理するために当然必要と思われるものは、全て運営事業者の責任において実施しなければならない。

(2) 参考図書の取扱い

運営業務要求水準書（添付資料含む。）の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営管理するために当然必要と思われるものについては、本市と協議の上定めるものとし、全て事業者の責任において実施しなければならない。

2-1-1-4. 契約金額の変更

前記 2-1-1-2 及び 2-1-1-3 の場合、契約金額の変更の手続きは行わない。

2-1-2. 基本的事項

(1) 廃棄物の適正な処理、処分

施設の基本性能を発揮させ、本件施設に搬入される処理対象物を常に円滑、適正に処理、処分すること。

(2) 安定した適正な運営管理

施設を安定的、かつ適正に稼働させ、地域住民に安全、安心を与えられる運営管理に努めること。

(3) 環境の保全

地球環境、地域環境等に対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

(4) 安全、安定性の確保

通常時において安全、安定性を確保するだけでなく、天災や事故等においても迅速に適切な対応が行えるよう安全に配慮し、安定した本件施設の運営管理を行うこと。

- ① 本件施設の安全、安定性の確保
- ② 天災や事故等の非常事態発生時の迅速かつ安全・確実な施設設備の停止
- ③ 天災や事故発生後の二次災害の発生防止
- ④ 安全管理体制マニュアルの作成及び履行（防災及び災害発生時）

(5) 経済性への配慮

本件業務を行うにあたり、効率的、かつ効果的な運営管理を行い経済性に十分配慮すること。

- ① 長期的視点及び大所高所に立った運営の確立
- ② 運営組織の効率的な運用

(6) 運転管理計画の立案

本事業が長期に亘る契約であることを十分に配慮し、安定した業務の継続が図られるように、適切な運転管理計画を立案すること。

- ① 長期に亘り安定した運転管理・収支計画の作成、実施
- ② 適切なリスク管理計画の作成、実施

(7) 安全かつ安定した運転の励行

運営事業者は、常に安全に留意しながら安定した運転を行うこと。

- ① 労働安全衛生法等関係法令に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- ② 施設の安全衛生を確保するため、本件施設の特性に即した安全衛生管理体制を整備・運営し、本市へ報告すること
- ③ 労働災害の発生の未然防止に努めること。
- ④ 設備の故障が発生した場合は、緊急連絡体制に基づき、本市へ速やかに連絡し、かつ、必要な措置を行うこと。
- ⑤ 安全器材の確保と補充、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つようにすること。
- ⑥ 日常点検、定期点検等を実施し、作業上、設備改善・改良により作業効率面、安全面で効果が見込まれる箇所がある場合は、施設の改善について本市に申し入れること。
- ⑦ 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発 0110 号 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づき、作業環境におけるダイオキシン類濃度を 6 か月を超えない期間に 1 回以上測定するとともに、運転、点検、整備等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置（特別教育の実施、作業指揮者の選任、発散源の湿潤化、健康管理、安全衛生管理体制の確立等）を行うこと。

(8) 安全作業

- ① 標準的な安全作業の手順を定め、その励行に努めて、作業行動の安全を図ること。なお、労働災害の発生がないように、適切な管理を行うこと。

- ② 日常一般的な作業に類しない作業は、事前に作業手順等を定めて行うこと。作業は、作業責任者が作成する作業計画書に基づいて行うこと。なお、作業責任者を置かなければならない作業は、あらかじめ作業手順を含め、運営マニュアル等の定めを遵守すること。
- ③ 作業を行う場合は、適切な保護具を使用すること。保護具は各々の作業に適したものを使用し、常に十分な維持管理を実施するとともに、必要に応じて更新、修理等を行うこと。
- ④ 万一、作業中に事故が発生した場合は、必要な救急措置を行って、事故を最小限に留めるとともに、緊急連絡体制に基づき、本市へ速やかに連絡を取ること。

(9) 安全教育

- ① 労働安全衛生に関する知識、経験、技能等を向上させる実技を主体とした安全教育を定期的に行うこと。
- ② 安全作業の確保に必要な訓練を定期的に行うこと。
- ③ 新規採用者についても、採用の都度必要な教育を行うこと。

(10) 業務の質の維持向上

- ① 業務従事者には運営事業者の制服を着用させ、常に清潔に保つよう配慮すること。
- ② 新規採用者に知識、技能等に関する教育を十分に実施するとともに、既従事者においても知識、技能の維持及び向上のため、定期的な研修、講習を実施するなどして、職場の技術レベルを維持するよう努めること。

2-1-3. 遵守事項に関する要件

運営事業者は、本件業務の遂行にあたり、「1-2-2. 関係法令の遵守」に挙げる「関連法令等」を遵守し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害発生を防止するとともに、本件施設の延命及び事故防止を図り、業務委託期間終了後も引き続き性能が満足されるように、適正に本件施設の運営を行うこと。なお、関連法令等の遵守は運営事業者の責任と負担において行うこと。

2-1-4. 環境管理に関する要件

運営事業者は、本件業務の遂行にあたり、「1-2-4. 公害防止条件」に示す公害防止に係る各種基準等を遵守すること。

第2節 運転管理業務

2-2-1. 運転計画

- (1) 運営事業者は事業実施計画書に基づき、実運営期間中の毎年6月までに翌事業年度の年間運転管理計画を作成し本市の承諾を受けること。
- (2) 運営事業者は、年間運転管理計画に基づき、月間運転管理計画を前月の25日を目途に提出し、本市の承諾を受けること。
- (3) 運営事業者は、本件工事の工期中において、本市と設計施工事業者が合意した年間焼却炉運転計画に基づき、年間運転管理計画を作成し本市の承諾を受けること。

2-2-2. 人員及び有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、本件業務の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を実運営開始後1年間専任で配置すること。

- (2) 前号に関して、運営事業者は一般廃棄物を対象とした 100t/24h 以上の処理能力を有する焼却施設（ただし、ボイラー・タービン式発電設備を有するもの）の現場総括責任者として 1 年以上務めた経験を有する技術者を現場総括責任者として配置すること。
- (3) 運営事業者は、第 1 種又は第 2 種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置すること。なお、電気事業法に基づく主任技術者の専任は当該技術者を選任する。
- (4) 運営事業者は、本件業務の実施に必要な電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。なお、電気事業法に基づく主任技術者の専任は当該技術者を選任する。
- (5) 運営事業者は、本件事業を行うにあたり必要な有資格者を配置すること（表 2-1 必要有資格者を参照）。なお、表 2-2 に現在の運転及び保全に係る人員体制を示す。

表 2-1 必要資格者

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
安全管理者※1	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者※1	労働者の健康に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	酸欠・硫化水素中毒危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症や硫化水素中毒の防止
乙種第 4 類危険物取扱者	危険物取り扱いに関する監督
フォークリフト運転士	フォークリフトの運転
1 級ボイラー技士	ボイラーの運転、取り扱い作業
クレーン運転士	クレーンの運転
玉掛け作業者	制限荷重 1t 以上揚貨装置又はクレーン等の玉掛け作業
巻上げ機運転者	動力駆動の巻上げ機（電気ホイス・エアホイス及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）の運転
ゴンドラ操作者特別教育修了者	ゴンドラの操作
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了者	フルハーネス型安全帯を着用して行う高所作業
電気主任技術者（第 3 種以上）	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者（第 2 種以上）	ボイラー、タービンの工事、維持及び運用に関する保安の監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断または加熱の作業
アーク溶接作業主任者	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業
防火・防災管理者	施設の防火・防災に関する管理
統括責任者	自衛消防組織の統括管理
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	特定化学物質の取り扱い作業及び指導、排ガス処理設備等の点検
化学物質管理者	ラベル・SDS 等の作成の管理、リスクアセスメント実施等、化学物質の管理に係る技術的事項の管理
有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とその含有量が 5% を超えるものを取扱う作業
保護具着用管理責任者	保護具の適正な選択、労働者の保護具の使用状況の監督、保護具の保守管理
ダイオキシン類特別教育受講者	施設のダイオキシン類管理区域内での作業
その他、本件業務のために必要な資格を有するもの	車両系建設機械運転技能講習修了者 他

※1：人員配置状況により、安全衛生推進者でも可とする。

表 2-2 現在の運転人員数(参考)

部門	担当作業	人数	備考
-	所長	1 名	民間委託 (第 1 期事業者)
-	副所長 (電気主任技術者)	1 名	
-	副所長 (BT 主任技術者)	1 名	
-	事務員	1 名	
-	所長	1 名	本市職員
管理係	所長補佐	1 名	
	係長	1 名	
	技術員 (電気職、化学職)	2 名 (各 1 名)	
業務係	所長補佐	1 名	
	係長	1 名	
	計量	3 名	
	分別	2 名	
	ピット	5 名	
整備	班長	1 名	民間委託 (第 1 期事業者)
	副班長	1 名	
	整備	5 名 + 兼務 3 名	
施設運転	責任者 (副所長補佐)	1 名	
	運転班長	4 名 (4 班体制)	
	副班長	4 名 (4 班体制)	
	運転	15 名 (4 班体制)	

2-2-3. 適正処理

運営事業者は、関係法令、公害防止条件等を満足し、かつ、計画処理量に対して安定的、継続的な処理が可能となるよう、各設備の運転管理・保守管理を行うこと。

2-2-4. 受付管理業務

運営事業者は以下に示す条件に基づき、本件施設に搬入される処理対象物の受付管理業務として、プラットホーム内での車両誘導及び案内業務を行うこと。受付管理業務（接遇を含む。）の業務水準については、市民サービスの向上に努めること。

2-2-4-1. 処理対象物の搬入時間等

処理対象物の本件施設への搬入時間は、年始（1 月 1 日から 1 月 3 日）を除く月曜日から金曜日までの表 2-3 とする。なお、道路交通渋滞等の事情により本件施設への搬入車両の到着が遅延する場合があるため、この時間外であっても必要に応じて対応する必要がある。

また、以下に示す場合については、搬入を行うことがあるため、運営事業者は本件業務の範囲で対応すること。

- (1) 年末年始の特別収集日（祝日・休日が連続する場合）

- (2) 上記の他、予め本市が指定する場合
- (3) その他、岡山市ごみ収集カレンダー（収集日程表）による

表2-3 搬入時間

	時間帯
月曜日～金曜日（祝日含む）	8：00～15：30
土曜日（許可業者のみ）	8：00～11：30

2-2-4-2. プラットホーム誘導・案内・指示等

- (1) 運営事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び本件敷地内において搬入車両を誘導・指示すること。
- (2) 運営事業者は、プラットホーム内で搬入車両を誘導・指示する他、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うものとする。
- (3) 運営事業者は、本市が実施する不定期の展開検査（搬入車両の中身の検査）について、作業補助やスペースの確保等に協力すること。
- (4) 運営事業者は、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、繁忙期において敷地外へ搬入車両が渋滞する場合には敷地外の交通整理を行うこと。
- (5) 運営事業者は本市のモニタリング職員に指示された事項については確実に履行すること。また、指示内容に異議申し立てがある場合は、その旨を書面で記し、本市と協議すること。
- (6) 詳細な業務の所掌については、事前準備期間中に本市との協議により対応マニュアルを作成するものとする。

2-2-5. 運転管理業務内容

2-2-5-1. 運転管理業務

運営事業者は、本件施設の各設備を適切に運転し、施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守し、搬入される処理対象物を適正に処理すること。対象物に処理不適物が発見された場合は、適宜、本市に報告すること。

運転管理を行う範囲は以下のとおりとする。

- ・受入供給設備
- ・燃焼設備
- ・燃焼ガス冷却設備
- ・排ガス処理設備
- ・余熱利用設備
- ・通風設備（煙突設備を含む。）
- ・灰出設備
- ・給水設備
- ・排水処理設備
- ・電気設備
- ・建築設備

※1 余熱利用設備のうち場外熱供給は、本件施設の北側にある余熱利用施設へ最大 3t/h

の蒸気供給を見込むこと。

※2 余熱利用施設への熱供給において 15 日/年を超える供給停止があった場合には運営事業者が余熱利用施設への重油費用支払いの責任を負うものとし、支払方法は本市の指定する方法によるものとする。

※3 排ガス処理設備における消石灰の使用について

消石灰使用量の増加は飛灰搬出量の増加に大きく影響するため、使用する消石灰の選定には十分留意し、飛灰搬出量の削減に努めること。また、低 COD 溶出量の製品を選定すること。

2-2-5-2. 本市が行う電力自己託送及び売電等に係る支援

- (1) 運営事業者は、以下に示す電力の自己託送及び売電に必要な事務及び技術支援を行うものとする。なお、託送先及び売電先及び託送の方法、託送開始時期等については現時点で未定であり、実運営期間開始前の適切な時期に指定する予定であるが、業務委託期間内において変更する場合もある。
 - ① 自己託送に係る小売電気事業者との協議、必要な助言
 - ② 自己託送に係る発電計画、需要計画等に必要な各種計画作成
 - ③ 余剰電力の売電（発電計画の作成、バイオマス比率計算書の作成等）に係る調整、手続き
 - ④ その他自己託送及び売電に必要となる業務
- (2) 自己託送及び売電は、本件施設で発電した電力（本件施設の自己消費、当新田事業所等への供給分を除いた分）の範囲内で供給するものとする。その供給量については、本市との協議により決定するが随時対応できるようにすること。
- (3) 自己託送に係る託送料金及び工事費負担金については、本市負担とする。なお、その他事務手続きに関する費用については、運営事業者負担とする。

2-2-5-3. その他業務

- (1) 薬品類、予備品、消耗品類、貸与備品、貸与工具等の管理
 - ① 本件業務に必要な薬品類、予備品、消耗品類、部品、材料、油脂類の調達管理・在庫管理・受入管理を行うこと。予備品・消耗品類の棚卸しは年 1 回実施すること。
 - ② 貸与備品、工具等の管理を行うこと。
 - ③ 机・椅子・棚等の事務室用備品及び業務用 PC、プリンタ等の OA 機器は必要に応じ運営事業者にて手配すること。
 - ④ 工具類は既存のものを支給するが、買い替え時や不足の生じた際は運営事業者の負担とする。
- (2) 焼却残さ搬出、資源化物搬出業務等
 - ・ 本件施設において発生する焼却残さである飛灰及び不燃物は、別途、本市と契約する灰運搬事業者が運搬するが、飛灰及び不燃物の積込は運営事業者の業務範囲とする。また、発生量に応じた搬出計画を本市の指定する日までに提出し承諾を得ること。
 - ・ 資源化物は本市が契約する磁選物選別業務の事業者が指定する場所に運営事業者が運搬すること。なお選別された資源化物の売却益は本市の収入とする。
- (3) 焼却残さ資源化事業に関する業務

- ・ 運営事業者は、自らの事業実施計画書等に基づく焼却残さ（飛灰及び不燃物）の発生量、焼却残さの性状等について適正に管理すること。
- ・ 運営事業者は、要求水準の未達により、本件施設で発生する焼却残さが焼却残さ資源化事業者の受入基準を超過し、資源化不可能となった場合、焼却残さが関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認した上で、本件施設内に貯留・保管し、本市と協議の上、事業者が積込みを行い、本市の指定する場所（最終処分場を想定している）へ搬出すること。
- ・ その他、運営事業者の責に帰すべきではない事由により、資源化の継続が困難であると本市が判断した場合は、焼却残さを最終処分するものとし、運営事業者は本市の求めに応じ、焼却残さが関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認した上で、本件施設内に貯留・保管する。
- ・ 上記により、飛灰のキレート処理が必要となった場合の費用については、本市と事業者が協議のうえ、定めるものとする。

(4) 休業日及び夜間の施設管理

- ・ 火元責任者を選任して、火気の始末を徹底し、火災の防止に努めること。
- ・ 施設の機器、備品、工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めること。
- ・ 門扉及び玄関の施錠は、午後８時とし、午前６時に開錠すること。
- ・ 照明の点灯は、可能な限り節電に努めること。また、自動点灯する照明は、点灯時間、消灯時間に注意し、調節を行うこと。

(5) 施設の清掃、整頓

- ・ 装置、設備、工場棟各室内、廊下及び居室等の清掃を行うこと。（内外壁、内外壁窓面等それに類するものを含む。）
- ・ 物品等の整理整頓に努めること。
- ・ 運転日誌等帳票類の整理、整頓を行うこと。
- ・ 外構、植栽のほか、敷地内の清掃維持管理を行うこと。

(6) その他の業務

- ・ 本市への定期報告、非常時の報告
- ・ 貸与備品、工具・工作機械類・備品等の点検・整備と保管管理業務
- ・ 安全衛生管理と記録及び本市が主催する安全衛生協議会等への参加協力
- ・ 中央制御室における火災報知設備の監視等及び委託対象外設備からの警報に関する連絡

第3節 維持管理業務

維持管理業務は、ストックマネジメントの手法を用い、効率的・効果的に実施すること。

2-3-1. 保守点検業務

施設及び設備・装置・機器の保守点検は、あらかじめ作成した事業実施計画書に従い、点検を実施する。

2-3-2. 法定点検・定期点検調整業務

運営事業者が行う法定点検及び定期点検調整の範囲は、表 2-4 に示す機器を含むものとする。表中の「現在の点検頻度」を参考とし、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（年度計画書及び業務委託期間を通じた長期計画書）を作成し、本市の承諾を受けたうえで、適切に点検を行うこと。その他の機器の点検、オーバーホールの頻度等は、補修履歴に示す頻度を参考に運営事業者が計画すること。外部に設置している設備の維持管理については、塩害対策を考慮し実施するものとし、塩害の予兆を早期に発見し、必要な措置を行うこと。

また、本件工事を踏まえて点検時期や項目等を適切に見直すこと。

表 2-4 点検項目

機器名	数量	法定点検頻度	現在の点検頻度	最終法定点検年度
計量機	2 台	1 回/2 年	2 回/年	令和 7 年度
ごみ供給クレーン	2 台	1 回/2 年	1 回/年(定期点検) 1 回/月(月例点検)	令和 7 年度
ゴンドラ	1 台	1 回/年	1 回/年(定期点検) 1 回/月(月例点検)	令和 7 年度
廃熱ボイラー	2 基	1 回/2 年	1 回/年	A 系ボイラー: 令和 6 年度 B 系ボイラー: 令和 6 年度
蒸気タービン	1 基	1 回/4 年	1 回/2 年	令和 7 年度
暖房用熱交換器	1 台	1 回/年	1 回/年	令和 7 年度
貯湯槽	1 基	1 回/年	1 回/年	令和 7 年度
受水槽・高置水槽	各 1 基	1 回/年	1 回/年	令和 7 年度
地下タンク及び埋設配管	2 基	1 回/年(埋設配管) 1 回/3 年(地下タンク)	1 回/年(埋設配管) 1 回/3 年(地下タンク)	埋設配管: 令和 7 年度 地下タンク: 令和 7 年度
消防設備	-	2 回/年	2 回/年	令和 7 年度
エレベータ	2 基	1 回/年	1 回/年(定期点検) 1 回/月(月例点検)	令和 7 年度
受入供給設備 (ごみ投入扉、ごみ投入検査機他)	-	-	1 回/年	
焼却設備 (焼却炉他)	-	-	1 回/年	
燃焼ガス冷却設備 (ボイラー他)	-	-	1 回/年	
排ガス処理設備 (バグフィルタ他)	-	-	1 回/年	
給排水設備 (プラント用冷却塔他)	-	-	1 回/年	
排水処理設備	-	-	1 回/年	
通風設備 (誘引通風機他)	-	-	1 回/年	
余熱利用設備 (タービン・発電機他)	-	-	1 回/2 年 1 回/4 年 (開放点検)	
灰出し設備 (固化物クレーン他)	-	-	1 回/年	
電気計装設備 (受配電設備、総合計装システム、計装機器他)	-	-	1 回/年	
雑設備 (場内ホスト他)	-	-	1 回/年	

2-3-3. 修繕業務

運営事業者は、保守点検・法定点検・点検整備結果等に基づき業務委託期間にわたり基本的な要件（第 2 章 第 1 節）を満足するために、各種補修・整備・機器の更新を行うこと。なお、修繕業務に必要な消耗機材、予備品の調達・管理等は、運営事業者の責任と費用において実施すること。

(1) 補修・修繕計画の作成

- ・ 運営事業者は、実運営期間全体及び各年度別の補修・修繕計画を作成し、本市に提出するものとする。
- ・ 各年度別の補修・修繕計画は、年度毎に見直しを行うこと。

(2) 修繕の実施

- ・ 運営事業者は、点検結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修・修繕工事を行うこと。
- (3) 修繕記録・報告
 - ・ 運営事業者は、各設備・機器の補修・修繕の結果を記載した補修・修繕業務報告書を作成すること。
- (4) その他修繕工事関連業務
 - ・ 設備機器の異常、又は故障監視及び応急処置、修理と連絡
 - ・ 点検・修繕作業における安全衛生管理

2-3-4. 計画修繕

- (1) 運営事業者は、定期修繕等とは別に将来に設備性能の低下が予想される設備、機器の計画修繕を行うこと。その他、プラットホームの投入扉前方（投入スペース）のアスファルト舗装の補修を施設の操業に影響しない時期に 1 門ごとに、実施すること。参考までに第 1 期長期包括業務での計画修繕実績のリストを表 2-5 に示すので、本件工事の実施内容を踏まえ、計画修繕を計画し、実施すること。

表 2-5 計画修繕実績(第 1 期分)

設備・機器名	概要	実施回数
ごみクレーン	更新 (2 基)	1 回
給じん装置	ホッププッシャー更新 (2 炉分)	1 回
	給じん装置本体更新 (2 炉分)	1 回
	掻取機更新 (2 炉分)	1 回
ボイラー給水ポンプ	更新 (1 台)	1 回
純水装置	更新 (1 基)	1 回
誘引通風機	インバータ更新 (1 基)	1 回
不燃物取出装置	更新 (2 基)	1 回
不燃物移送コンベヤ	更新 (1 基)	1 回
ケースコンベヤ	更新 (2 基)	1 回
パイプコンベヤ	更新 (2 基)	1 回
バグフィルタろ布	交換 (2 基分)	1 回
異物排出コンベヤ	更新 (1 基)	1 回
受変電設備	更新 (1 式)	1 回
ジルコニア O ₂ 計	更新 (1 基)	1 回
DCS	更新 (1 式)	1 回
燃焼制御装置 (E F O C)	更新 (1 式)	1 回
中央監視盤 (P L C)	更新 (1 式)	1 回
中央監視盤 (建築設備)	更新 (1 式)	1 回

- (2) 運営事業者は、計画修繕の対象となる設備・装置・機器について、機器の耐久度、劣化状況、消耗状況に応じて、設備・装置・機器の整備又は更新を行うこと。ただし、関係法令の改正及び天災等の不可抗力による計画の変更が生じた場合は、運営事業者による計画修繕の対象から除くものとし、本市と運営事業者でその対応について協議を行う。なお、計画修繕

にて整備した設備・装置・機器の所有権は本市に帰属する。

- (3) 運営事業者は、本件業務の実施において、特定調達品の調達に際し、既設メーカーの協力を求めることができる。また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修工事について、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、既設メーカーの協力により、合理的な条件で調達することができる。ただし、運営事業者が自らの責任において既設メーカー以外から調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。
- (4) 運営事業者が、既設メーカー以外から補修工事等にかかわる特定調達品を調達する場合、本件施設の機能を維持できることを本市に説明するとともに、当該調達先、調達時期等につき報告すること。
- (5) 定められた点検・検査、整備・補修を行っても、設計の契約不適合、経年的劣化等によって設備が初期の性能・機能を発揮させることができない場合は、その保全方法を検討し、速やかに改善を図らなければならない。この場合において、運営事業者は、更新改善計画書を作成し、本市の承諾を受けるものとする。

2-3-5. 空調及び換気設備等点検調整業務

- (1) 本件施設の空調及び換気設備について点検調整を行うこと。
- (2) 別紙 5 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-3-6. 定置式吸引装置点検整備業務

- (1) 本件施設内の定置式吸引装置の定期点検整備及び緊急対応を行うこと。
- (2) 別紙 6 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-3-7. 計量装置保守点検調整業務

- (1) 計量法に基づく 2 年毎の定期検査(大型はかり検査)を受検すること。これに加えて、適切な保守点検調整及び緊急対応を実施すること。
- (2) 計量装置と接続されたごみ処理ネットワーク機器の点検、維持管理については本市の所掌範囲とする。
- (3) 別紙 7 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-3-8. エレベータ保守点検業務

- (1) 本件施設のエレベータ保守点検等を行うこと。
- (2) 別紙 8 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-3-9. 電気設備点検業務

- (1) 電気事業法に基づき本件施設敷地内の自家用電気工作物についての定期点検を行い、保守管理を行うこと。
- (2) 別紙 9 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-3-10. 消防用設備ほか点検調整業務

- (1) 消防法に基づく年 2 回の点検を実施すること。

- (2) 運営事業者が消防用設備、危険物等の消防法上の管理者となること。
- (3) 別紙 10 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-3-11. 地下タンク及び埋設配管点検業務

灯油地下タンク(11kL、3.5kL)及び埋設配管について、月例点検に加え、消防法に基づき、埋設配管は1年毎、地下タンクは3年毎の漏れ点検を行うこと。

2-3-12. 総合計装システム保守点検調整業務

- (1) 適切な点検及び緊急対応を実施すること。
- (2) 別紙 11 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-3-13. 計装機器点検調整業務

- (1) 適切な点検及び緊急対応を実施すること。
- (2) 別紙 12 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-3-14. 建築物等の点検及び補修業務

建築物の外壁、屋根、シート防水については、計画的に点検を実施し、点検結果に応じて適宜補修を実施すること。

添付資料 1 に示す範囲のアスファルト舗装を修繕すること。なお、修繕に際しては、日常的に搬入がある車両の台数、重量を吟味の上、舗装厚さを決定すること。

第4節 環境管理業務

2-4-1. 環境保全計画

- (1) 業務委託期間中、公害防止条件の遵守状況を確認するために必要な測定項目、方法、頻度、時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 環境保全計画に基づき、公害防止条件の遵守状況を確認すること。
- (3) 公害防止条件の遵守状況について、本市に定期的に報告すること。
- (4) 業務委託期間中に関係法令の改正による計画の追加、変更が生じた場合は、本市と運営事業者でその対応について協議を行う。
- (5) 公害防止条件に未達の項目が確認された場合は、ただちにその旨を本市に報告し、原因究明にあたりとともにその対策を講じること。また、原因究明及び対策の効果を確認するため一定期間測定頻度を増加させ監視の強化を行うこと。

2-4-2. 作業環境管理基準

- (1) 運営管理にあたっては、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（基発 0110 号第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）」に基づく第 1 管理区域を維持するよう努めることとする。
- (2) 運営事業者は「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、当該委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (3) 作業環境管理基準の遵守状況について本市に報告すること。
- (4) 作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、業務従事者に使用させること。また、保護具、測定器具等は、定期的に点検し、安全に使用可能な状態を保つこと。
- (5) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、業務従事者に対して健康診断を実施し、業務従事者の健康把握に努めること。
- (6) 法改正等により作業環境管理基準を変更する必要がある場合は、対応について本市と協議すること。

2-4-3. 測定分析業務

- (1) 業務委託期間中、環境保全状況を把握するため、表 2-6～2-11 の項目・頻度にて測定分析を行うこと。ただし、測定項目は運営事業者が行うべき測定管理の最低基準を示したもので、運営事業者は必要に応じ詳細な測定を行うこと。また、運営事業者は測定結果を本市に報告すること。
- (2) 業務委託期間において、本件施設の運営維持管理の状況をより効率的に把握することが可能な測定項目等について本市及び運営事業者が合意した場合、以下に示す測定項目及び頻度は適宜変更されるものとする。
- (3) 周辺環境に係るモニタリングについて、調査実施に際し必要な申請等は運営事業者において実施すること。当該調査実施時期等については必要に応じて本市と協議の上、過去の分析結果等を鑑み適切な時期に調査を実施すること。
- (4) 労働安全衛生法施行令 別表第 3 に定められた特定化学物質を取り扱う作業を実施する際には、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録すること。

表 2-6 測定分析項目(ごみ質に係る計測項目及び頻度)

分析項目				分析頻度	備考	
性状分析	湿り	見掛け比重		年 12 回 (毎月)	「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日環整 95 号)、日本産業規格等を参照のこと	
			3成分			水分
						灰分
		可燃分				
	乾き	種類組成	紙類			
			布類			
			ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類			
			木・竹・わら類			
			ちゅう芥類			
			その他			
			金属類			
			ガラス・ガレキ・土砂類			
乾燥ごみ灰分						
乾電池						
元素分析		炭 素 水 素 窒 素 酸 素 硫 黄 塩 素	年 4 回			
低位発熱量	元素分析による方法	S t e u e r の式 日環センター推定式				
	ボンブ熱量計による方法	紙・布類 ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 木・竹・わら類 ちゅう芥類 その他 総合低位発熱量 (実測値から算出) 総合高位発熱量 (実測値から算出)				
	推定式 (厚生省指針式) による方法			年 12 回 (毎月)		

表 2-7 測定分析項目(ばい煙に係る計測項目及び頻度)

測定項目	回数	備考	参考 (現在の測定方法)
排ガス流量・流速	炉ごとに 年 12 回 (毎月※)	「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号) 第 15 条、 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日環整 95 号)、 日本産業規格等による。 なお、排ガス温度、酸素濃度等測定分析を行う上で当然必要と思われる項目は実施すること。	JIS Z 8808
水分量			JIS Z 8808
酸素濃度			JIS K 0301
排ガス組成			JIS K 0301
ばいじん			JIS Z 8808
いおう酸化物			JIS K 0103
塩化水素			JIS K 0107 (イオンクロマトグラフ法)
窒素酸化物			JIS K 0104 (化学発光方式による 1 時間連続測定)
カドミウム及びその化合物	炉ごとに 年 2 回		JIS K 0083
鉛及びその化合物			JIS K 0083
クロム及びその化合物			JIS K 0083
弗素及びその化合物			JIS K 0105
砒素及びその化合物			JIS K 0083
水銀及びその化合物	炉ごとに 4 か月を超えない作業 期間ごとに 1 回		環境省告示 第 94 号

※運転計画に基づく各焼却炉の運転日数が概ね 10 日以下である場合、当該月の測定については、本市と協議するものとする。

表 2-8 測定分析項目(飛灰及び不燃物に係る分析項目及び頻度)

試料	分析項目	回数	備考
飛灰	熱しゃく減量	年 12 回 (毎月)	「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日環整 95 号)、日本産業規格等による
	水分		
	水素イオン濃度		
不燃物	熱しゃく減量		
飛灰 不燃物	溶出試験・含有試験		
	アルキル水銀化合物	炉ごとに 年 1 回	
	水銀又はその化合物		
	カドミウム又はその化合物		
	鉛又はその化合物		
	六価クロム化合物		
	砒素又はその化合物		
	セレン又はその化合物		
	含有成分・性状試験		
	熱しゃく減量	炉ごとに 年 1 回	加熱減量法 (備考 1)
	未燃炭素		示差熱分析法 (TG-DTA) (備考 2)
	COD		JIS K 0102 (備考 3)
	水銀		加熱気化金アマルガム法
	Cl, Cu, Zn, Cr, Pb, Cd, Na, Mg, Al, Si, P, S, K, Ca, Ti, Mn, Fe, Co, F, Br, Sb, Sr, Sn, Ba, Ni		元素分析 (備考 4)

備考 1 110℃で加熱処理した試料を 3～5g るつばに秤量し、750℃で 30 分加熱

備考 2 1,000℃まで加熱した際の 400～600℃の発熱に伴う重量減少量を測定

備考 3 溶出試験(試料 25g に対して純水 250ml)後、ろ過し、375ml の純水で洗浄したろ液を用いる

備考 4 蛍光X線分析法(FP 法定量)

表 2-9 測定分析項目(ダイオキシン類に係る分析項目及び頻度)

試料区分	測定場所	測定実施項目					回数
		ダイオキシン類	その他の項目				
			A	B	C	D	
排ガス	バグフィルタ入口	○	○	○	－	－	炉ごとに 年 1 回
	バグフィルタ出口	○	－	○	－	－	
	煙突出口	○	○	○	－	－	
バグフィルタ灰		○	－	－	－	－	年 1 回
不燃物		○	－	－	－	－	
放流水		○	－	－	○	－	
その他	本件施設周辺大気	○	－	－	－	－	4 地点 各年 1 回
	本件施設周辺土壌	○	－	－	－	○	10 地点 各年 1 回

※排ガス測定は、バグフィルタ入口、出口及び煙突出口を同時に実施すること。

※本件施設周辺大気、土壌の測定実施時期は本市と協議すること。

(測定実施項目の詳細)

項目			備考
ダイオキシン類	排ガス		ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成 11 年 12 月総理府令第 67 号) 第 2 条第 1 項によること。
	バグフィルタ灰 不燃物		「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成 4 年 7 月厚生省告示第 192 号) 別表第 1 に定める方法によること。
	放流水		ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成 11 年 12 月総理府令第 67 号) 第 2 条第 2 項によること。
	大気試料		ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアルによること。
	土壌試料		ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルによること。
その他の項目	A	一酸化炭素	JIS K 0098, JIS B 7951(連続分析法)によること。
		酸素	JIS K 0301, JIS B 7983(連続分析法)によること。
	B	排ガス流量・流速	分析方法は JIS Z 8808 によること。
		ばいじん濃度	
		排ガス温度	JIS Z 8808 及び JIS Z 8704(温度測定方法—電気的方法)によること。
		硫黄酸化物濃度	分析方法は JIS K 0103 によること。
		窒素酸化物濃度	分析方法は JIS K 0104 によること。
		塩化水素濃度	分析方法は JIS K 0107 によること。
		水素イオン濃度	「下水の水質の検定方法等に関する省令」(昭和 37 年 12 月 17 日付け厚生省・建設省令第 1 号), 日本産業規格等に定められた分析方法によること。
		浮遊物質	
	D	熱しゃく減量	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル, 底質調査方法, 日本産業規格等によること。
		含水率	

表 2-10 測定分析項目(炉室内作業環境測定に係る分析項目及び頻度)

地点	測定場所 (単位作業場所)	測定 頻度	測定項目及び延べ地点数					
			温熱条件	総粉じん (重量分析 法)	総粉じん (相対濃度法)		ダイオキシン類 (D 値の算出)	
					A測定	B測定	粉じん	ガス状
A	B2～B1F ポ ンプ室 (不燃物処 理室)	1 回目	18 地点	2 地点	16 地点	年 2 回 4 地点	年 1 回 3 地点	年 1 回 3 地点
		2 回目	18 地点	2 地点	16 地点			
B	B1F 押込送風機 室	1 回目	12 地点	2 地点	12 地点			
		2 回目	12 地点	2 地点	12 地点			
C	B1F 灰コンベヤ 室	1 回目	12 地点	2 地点	12 地点			
		2 回目	12 地点	2 地点	12 地点			
D	2～6F 灰固化装置 室他	1 回目	14 地点	2 地点	14 地点			
		2 回目	14 地点	2 地点	14 地点			
E	1～6F 炉室その他	1 回目	50 地点	2 地点	50 地点			
		2 回目	50 地点	2 地点	50 地点			
合 計 (検 体 数)			212	20	208	4	3	3

※ 温熱条件：気温、相対湿度、風向、風速、天候

※ 各回につき 2 日間測定する（測定は延べ 4 日間実施する）。

※ 上表に記載の地点数は最低限とし、これ以上の地点において測定すること。

※ D 値を求める併行測定については第 1 回目の 1 日目又は 2 日目のどちらか 1 回測定する。

※ 労働安全衛生規則第 592 条の 2 第 1 項及び平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号厚生労働省労働基準局長通達「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」によること。

表 2-11 測定分析項目(周辺環境調査に係る分析項目及び頻度)

試料	試料採取場所	所在地	分析項目		
			ダイオキシン類	強熱減量	含水率
環境 大 気	当新田ポンプ場	南区当新田 268	各 1 検体	—	—
	大福				
	芳明小学校	南区万倍 1			
	藤田用排水機場	南区藤田字錦 718-9			
土 壌	芳田中学校	南区当新田 468-1		各 1 検 体	各 1 検体
	当新田公園	南区当新田 487-1			
	当新田東遊園地	南区当新田 490-1			
	芳泉中学校	南区当新田 3-1			
	当新田西公園	南区万倍 153-3			
	藤田用排水機場	南区藤田字錦 718-9			
	平田ポンプ場	南区米倉 151-2			
	大福川入遊園地	南区大福 684-38			
	東畦				
	当新田サッカー場	南区当新田 488			
合計検体数			14 検体	10 検体	10 検 体

※1 土壌試料のダイオキシン類分析は含有量試験

※2 ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル及びダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルに準拠した試料採取及び測定を実施すること。

2-4-4. 各種基準値等に対する対応

運営事業者は、本件業務において各種基準値等に対する対応として以下を実施することとする。

なお、運営事業者による更新改善計画の確認、本件施設の改善作業の完了の確認等に際し、本市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

(1) 施設基準値への対応

運営事業者は、自ら実施した環境測定又は本市の測定結果が、本件施設の公害防止条件のうち「排ガス管理基準」及び「焼却残さ熱しゃく減量管理基準」については施設基準値を1項目でも上回った場合は、以下の手順により平常運転状態への復帰を図ることとする。

- ・ 施設基準値を逸脱した原因と責任の究明
- ・ 追加測定結果等を踏まえた、運営事業者による更新改善計画の提案
- ・ 改善作業への着手
- ・ 改善作業の完了確認
- ・ 通常運転の再開
- ・ 運転データの確認
- ・ 施設基準値の逸脱状態から平常運転状態への復帰

(2) 法規制値への対応

運営事業者は、自ら実施した測定分析又は本市の測定結果が、本件施設の公害防止条件のうち「排ガス管理基準」、「下水道への排除基準」に記載する法規制値等を上回った場合、又は「騒音基準」、「振動基準」、「悪臭基準」について近隣住民等から苦情申立てがあり、かつ、記載する法規制値等を上回ったことが確認された場合は、周辺環境等への影響を鑑み、必要に応じて速やかに本件施設の運転を停止した上で、以下の手順により本件施設の運転再開を行うものとする。

- ・ 停止に至った原因と責任の究明
- ・ 運営事業者による本件施設の復旧計画の提案
- ・ 復旧作業への着手
- ・ 復旧作業の完了確認
- ・ 復旧のための試運転の開始
- ・ 運転データの確認
- ・ 本件施設の運転再開

2-4-5. セルフモニタリング

運営事業者は、本件業務において各種基準値等を満足するとともに、清掃、教育、地域への協力等が的確に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を本市に報告するものとする。

本市は必要に応じて、運営事業者へセルフモニタリングの実施を指示できるものとする。また、運営事業者は、本市が実施する環境測定などのモニタリングに関し、運転データ等の開示に協力するものとする。

第5節 その他関連業務

2-5-1. 緊急対応マニュアルの作成

- (1) 緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成すること。
- (2) 緊急時には緊急対応マニュアルにしたがって、迅速に適切な対応を行うこと。
- (3) 作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善を行うこと。

2-5-2. 防災組織の整備

- (1) 台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、業務従事者の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防及び本市等への連絡体制を整備し、速やかに本市に報告すること。
- (2) 体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。

2-5-3. 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するよう、定期的に防災訓練等を行うこと。

2-5-4. 事故報告書作成

事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。

2-5-5. 清掃業務

- (1) 清掃業務に必要な器具及び器材は、運営事業者の負担とし、適切な場所にて保管・管理し、整理整頓に努めること。
- (2) 消耗品(ごみ袋、手洗い石鹸、トイレットペーパー等)の調達・補充を行うこと。
- (3) 定期清掃及び特別清掃は、年間計画表を作成し、施行日について事前に本市の承諾を得た上で作業を行うこと。
- (4) 清掃作業に使用する薬剤は、人畜無害なものであること。
- (5) 窓ガラス清掃の作業時は、監視人やカラーコーンを設置するなど通行人に注意し、ヘルメット・安全帯等を着用し安全作業の徹底を図ること。
- (6) 定期清掃及び特別清掃作業時は、建物・備品類に損傷を与えないよう措置すること。
- (7) 別紙 13 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-5-6. 植栽管理業務

- (1) 本件敷地内の植栽の管理等の生活環境及び景観に配慮して実施すること。
- (2) 別紙 14 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-5-7. ダニ等駆除業務

- (1) 本件施設のダニ等駆除業務を行うこと。
- (2) 別紙 15 に示す現行の内容に準ずるものとする。

2-5-8. 保険への加入

本市は、本件施設に係る建物及び据付機械を対象とした火災保険として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済（火災保険）に加入しているが、運営事業者は、本件業務に伴うリスクに備えるため、全都清廃棄物処理プラント保険、労働災害保険及び第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。

2-5-9. 災害発生時等の対応

災害、その他の不測の事態が発生し、1-6-1-1 表 1-5 に示す計画処理量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理・処分を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理・処分に協力しなければならない。

2-5-10. ごみの代替処理

本件施設へ搬入されるごみの受け入れが不可能な状態に陥った場合、又はごみの受け入れが不可能な状況になると予測される場合は、直ちにその旨を本市に報告し、本市及び運営事業者が協議の上、ごみの代替処理を行う。

以 上

別紙 1 協定書の主な内容

協定書の主な内容

本市と既設メーカーは、本件事業に係る協力事項及び条件等に関し、以下のとおり合意する。

- (1) 本市は、本件事業の入札に関して希望する企業に対して、本市が現在所有する書類、次に示す書類を閲覧させることができるものとする。
 - ア フローシート
 - イ 機器配置図、断面図
 - ウ 取扱説明書等
 - エ EFD、単体機器図、製作図、工事関連図（架構図・配管図・ダクト図等）
- (2) 本市は、本件事業の入札期間中に、希望する企業に対して本件施設の見学の機会を設けることができるものとする。
- (3) 本市は、事前準備期間中、本市が契約した運営事業者を本市の立会いのもと本件施設に立ち入らせ、事前準備に必要な範囲内で、以下を実施させるものとする。
 - ア 本件施設の運営維持管理業務の見学
 - イ 第1項に示す各種資料の閲覧
 - ウ 本件施設の現状確認
 - エ 本件業務に関する質問
- (4) 既設メーカーは、本市の求めに応じて説明員を派遣するものとする。
- (5) 既設メーカーは、設計施工事業者又は運営事業者が「特定調達品のリスト」に示す特定調達品の供給等を求めた場合には、既設メーカーと設計施工事業者又は運営事業者の間で特定調達品の費用、納期、支払い条件その他の取引条件を交渉によって書面をもって定めるものとする。
- (6) 既設メーカーは、特定調達品の製造を中止する場合又はその調達先において中止される場合、本市及び運営事業者に対して、当該特定調達品の製造中止時期を速やかに通知し、代替品又は代替品に係る情報を、本市及び設計施工事業者又は運営事業者を提供するものとする。

特定調達品のリスト

設備名	装置名	部品名	調達期間 (参考)
焼却設備	給じん装置 (プッシャ、掻取機、 遮断ダンパを含む)	給じん機本体 プッシャ本体、掻取機本体、遮断ダンパ本体	6 か月
	焼却炉 (散気装置)	分散ノズル	1.5 か月
燃焼ガス 冷却設備	廃熱ボイラー (本体)	廃熱ボイラー本体	6 か月
	ボイラー給水ポンプ	ボイラー給水ポンプ本体	6 か月
余熱利用設備	蒸気タービン	蒸気タービン本体	10 か月
灰出設備	不燃物取出装置	不燃物取出装置本体	4 か月
電気計装設備	運転監視装置(DCS)	ユニバーサル・ステーション、アドバンストコ ントローラ、ハイウェイ・ゲートウェイ、 PREXION サーバ、帳票サーバ、帳票クライアント	6 か月

※ 調達期間は、発注から納品までの部品手配に要する標準的な期間を示す。

※ 燃焼制御装置は本件工事にて DCS へ取り込む予定である。

別紙 2 主な予備品

主な予備品

種 類	機 器 名
ポンプ・モーター	ポンプ類・モーター類
減速機・ブロワ	減速機類・ブロワ類
シリンダー	シリンダー類
アクチュエーター	アクチュエーター類
調節弁	調節弁類
電気部品	C/C 関係・電気関係・計装関係・ITV カメラ関係・計量関係・ブレーカ・ファン・総合計装システム関係・フレームセンサ、記録計・ITV モニタ関係・クレーン関係・発信器

別紙 3 主な貸与機器

主な貸与機器

種 類	機 器 名
計測機器	DCシグナルソース・キャリブレータ・超音波厚さ計・クランプメーター・デジタル塩素計・検相器・振動測定器・有害ガス検地器・絶縁抵抗機・天秤測り・デジタル温度計・照度計・ハンドタコメーター・バルブリーク診断器・検電器・放射温度計・回路テスター・接地抵抗計
電動工具	レシプソー・インパクトレンチ・電動ハンマ・高圧洗浄機・高速切断機・卓上電気グラインダ・パイプマシン・振動ドリル・ブロワ・ラインカッター・ジグソー・チェーンソー・ディスクグラインダー・電気ドリル・防塵カッター・草刈機・ウインチ・エアーコンプレッサー・プラズマ切断機・電動グリスガン
溶接機器	小型交流アーク溶接機
送風機	ジェットスイファン・大型工業用扇風機・扇風機・スポットエアコン
照明器具	投光器
作業工具	ドライバー・ハンマ・モンキー・メガネレンチ・ラジェットレンチ・プライヤー・ペンチ・ニッパー・スパナ・ヤスリ・片口メガネ・パイプレンチ・バール・クリッパー・コードリール・トルコンレバー・チェーンブロック・ジャッキ・防煙面・防毒面・
その他	ハンドリフト・脚立・水中ポンプ・掃除機・机・ロッカー等

別紙 4 学習計画書、事業実施計画書の内容

学習計画書、運営マニュアル、維持管理計画書、補修・修繕計画書には以下の事項を網羅させること。

1. 学習計画書

- ① 事前準備期間における業務実施内容
- ② 事前準備にあたる目標設定及び達成方法
- ③ 実施体制
- ④ スケジュールなど

2. 運営マニュアル

- ① 業務実施の概要
 - ・ 性能発注における業務実施の考え方
 - ・ 業務内容及び対象施設の概要
 - ・ 設備リスト及び主要設備の配置図
- ② 運転操作
 - ・ 運転手順及びスケジュール(手順、管理項目・数値、用役管理等)
 - ・ 運転操作時の異常時の対応(受入不能、想定トラブルと対応策、緊急作動操作など)
- ③ 維持管理業務
 - ・ 維持管理手順及びスケジュール(手順、管理項目・数値、想定トラブルと対応策)
 - ・ 定期修繕の手順及びスケジュール(手順、管理項目・数値、想定トラブルと対応策)
- ④ 環境測定
 - ・ 排ガス、排水、騒音、振動等の環境測定の方法・記録・保管・管理
 - ・ 本件廃棄物搬入量や処理量、発電量の算定方法
 - ・ 計測結果が安定しない場合の対応方法
- ⑤ 記録、連絡報告
 - ・ 運転日報、点検記録、計器記録の作成要領
 - ・ 機器故障、故障処置、設備改善、機器補修の記録要領
 - ・ 設備台帳、補修・履歴の記録要領
 - ・ 月報、年報の様式
 - ・ 情報管理
 - ・ モニタリング等への協力の考え方
 - ・ 異常発生時の記録、連絡報告
- ⑥ 電気工作物保安規程
 - ・ 本件施設における保安事項、考え方、保安手順・体制
 - ・ 保安に関する異常発生時の対応
- ⑦ 安全衛生管理
 - ・ 安全作業に向けた考え方
 - ・ 作業環境管理、防火管理、防災体制方法
 - ・ 安全衛生の教育訓練

- ・危険物の取扱、保管
- ・事故発生時の連絡方法、連絡網、処置方法、救出活動方法
- ⑧ 緊急時の対策
 - ・緊急時の対応体制
 - ・緊急時の措置、避難方法
- ⑨ 清掃工場防災マニュアル
- ⑩ 組織・服務規程
 - ・組織図、人員体制、法定資格者
 - ・職務内容、勤務時間
 - ・組織管理、従業員管理、教育研修
- ⑪ 業務改善計画
 - ・従業員への教育・訓練
 - ・継続的に業務の改善を図る方法
 - ・地域への配慮方法など

3. 運転管理計画

- ① 年間運転管理計画
- ② 月間運転管理計画

4. 維持管理計画書

- ① 業務概要
 - ・業務範囲
- ② 運転計画
 - ・本件廃棄物の処理（搬入量、稼働日、処理量）
 - ・ユーティリティ（種類、使用量、在庫管理）
 - ・電力量（発電量、所内使用量、売電量）
- ③ リスクへの対応
 - ・環境測定的项目、方法、スケジュール
- ④ 情報管理計画
 - ・実績報告書(日報、月報、年報等)の作成と管理、台帳管理、設計図書、契約書等の管理
 - ・データ管理など
- ⑤ 組織管理計画
 - ・組織図、人員体制、法定資格者一覧
 - ・職務内容、勤務時間
 - ・組織管理、従業員管理、教育研修
- ⑥ 業務改善計画
 - ・従業員への教育・訓練計画
 - ・業務改善計画など
- ⑦ その他の付帯業務
 - ・保安業務

- ・各機器の清掃、環境整備、衛生管理
- ・薬品等の用役品、予備品、消耗品の購入及び管理
- ・付帯業務にかかる費用内訳

5. 補修・修繕計画書

① 定期点検、補修計画

- ・定期点検、法定点検、自主点検、保安等のスケジュール及び計画書（点検・検査報告書）
- ・補修のスケジュール及び計画書

② 特定調達品の調達計画

- ・特定調達品の調達計画

③ 計画修繕

- ・定期修繕以外の補修・修繕計画

別紙 5 空調及び換気設備等点検調整業務

空調及び換気設備等点検調整業務点検内容

点検機器			数量	業務内容	点検回数
制御機器	冷暖房切替		1式	配管切替及び風量調整(VDﾊﾞﾚﾝｽ調整含)	2
	中央監視装置(NET-10・自動制御機器共)		1	季節切替・熱源切替に伴うデータ等の変更・点検調整	1
	建築動力現場盤		22	絶縁抵抗測定、内部点検、盤清掃	1
	開閉器盤(壁掛型)		10	絶縁抵抗測定、内部点検、盤清掃	1
	中央監視制御盤(壁掛型)		6	絶縁抵抗測定、内部点検、盤清掃	1
	空調制御盤(壁掛型)		5	絶縁抵抗測定、内部点検、盤清掃	1
冷暖房設備	吸収式冷凍機(RA-1)		1	点検調整(使用前・運転期間中・使用後)	1
				チューブ清掃(吸収器、凝縮器、蒸発器)	1
	冷却塔(CT-1)		1	点検調整(使用前・運転期間中・使用後)	1
	ポンプ	冷却水(PCD-1)	2	点検調整	1
		冷温水(PCH-1)	2	点検調整	2
	エアハンドリングユニット(AHU-1～3)		3	清掃点検調整	2
	空冷ヒートポンプ設備用エアコン(ACP-1～5)		5	清掃点検調整	1
	空冷ヒートポンプパッケージエアコン(ACR-1～6)		6	清掃点検調整	1
	ファンコイルユニット(天井埋込カセット形・床置形・天井埋込形)		61	清掃点検調整	2
	エアコン(天井埋込型)		15	清掃点検調整	2
	暖房用熱交換器(HE-1)		1	検査前内部点検清掃	1
換気設備	送排風機		51	点検調整	1
	エアーカーテン		8	点検清掃	1
	熱交換換気ユニット		10	清掃点検調整	1
	電子式エアクリーナ	カウンタ形	1	集じんセル・フィルター交換清掃	2
		卓上形	1	集じんセル・フィルター交換清掃	2
	ダンパー(FVD・FD・VD)		97	点検調整清掃	1
	グリル・ディフューザー・ガラリ(フィルター付)		317	点検調整清掃	1
	貯湯槽(TH-1)		1	検査前内部点検清掃	1
給水設備	建築設備用ポンプ	給水揚水ポンプ(PW-1)	2	点検調整	1
		洗車場加圧給水ポンプユニット(PU-11)	1	点検調整	1
	建築設備用水槽	受水槽(TW-1)	1	点検清掃・水質検査	1
		高架水槽(TWH-1)	1	点検清掃・水質検査	1
		給湯用補給水槽(TWR-1)	1	点検清掃	1
		暖房熱交用膨張水槽(TE-1)	1	点検清掃	1
	シャッター		2	点検調整	1

別紙 6 定置式吸引装置点検整備業務

- ・定期自主点検整備：年2回
- ・ブロワオイル全量交換(点検毎)：1台(オイル量 2.4L)
- ・軸受等への給脂(点検毎)：1式
- ・Vベルト取替：1式

【装置仕様】

- ・製造業者：兼松エンジニアリング株式会社
- ・型式：バキュームコンベヤ NEL-75SV
- ・設置年月：平成23年3月
- ・吸引風量：最大約 $37\text{m}^3/\text{min}$ (-13kPa時)
- ・吸引静圧：最大-93kPa
- ・所要動力：約52kW、三相400V-60Hz

別紙 7 計量装置保守点検調整業務

点検調整：年 2 回（ピット内清掃 2 基×年 2 回、オンコール 含む）

【機器別点検実施表】

機器名	型式名	メーカー名	台数
制御部 重量指示計	DI-750	鎌長製衡	1
	DI-300	鎌長製衡	1
ロードセル部 No.1 トラックスケール ロードセル 和算箱 No.2 トラックスケール ロードセル 和算箱	KDC-10T-A SC-14D-1	鎌長製衡	4
		鎌長製衡	1
	KCC21-12-U	鎌長製衡	4
		鎌長製衡	1

【機器別点検実施表】

機器 月	制御部	操作ポスト	ロードセル部 (載台を含む)
9 月	◎	◎	◎
2 月	◎	◎	◎

◎ 点検調整

別紙 8 エレベータ保守点検業務

- ・ 毎月 1 回のエレベータ各部の点検、注油、調整の実施
- ・ 通常の使用による摩耗劣化した消耗部品の交換及び必要に応じ機器の修理又は部品の取替
- ・ 年 1 回の建築基準法第 12 条第 4 項による法定点検
- ・ 24 時間常時遠隔監視

【エレベータ仕様】

号機	機種	仕様	台数
1 号機	一般乗用エレベータ (可変電圧可変周波数制御方式)	750kg (定員11名) 60m/min 4階床	1 基
2 号機	一般乗用エレベータ (可変電圧可変周波数制御方式)	1,000kg (定員15名) 60m/min 5階床	1 基

別紙 9 電気設備点検業務

電気設備点検業務点検内容

項目		備考
引込設備点検	引込負荷開閉器	
	転送しゃ断装置・取引計器収納盤	※転送しゃ断装置本体については5年に1回の点検
受変電設備点検	高圧盤	
	低圧主幹盤	
	中央監視盤	
	仮設発電機接続盤	
	接地端子盤	
	真空しゃ断器	
	真空電磁接触器	
	コンデンサ	
	直列リアクトル	
	断路器	
	避雷器	
	電源切替開閉器	
	計器用変成器	
	乾式高圧変圧器	
	乾式低圧変圧器	
	接地抵抗測定	
	各種試験（継電器試験、保護連動試験、インターロック試験）	
無停電電源装置点検		メーカー標準点検による
動力設備点検	コントロールセンター	
	分電盤	
	電源盤	
	モータスキヤニング盤	
非常用発電機点検		・メーカー標準点検による（負荷運転記録含む） ・消防法による消防用設備点検（非常電源）を行うこと
盤清掃		
発電機制御設備点検	タービン発電機盤	
	真空しゃ断器	
	各種試験（継電器試験、インターロック試験、保護連動試験）	負荷試験立会い含む

※点検、調整、各種測定（絶縁抵抗、接地抵抗、接触抵抗、コイル抵抗、各種容量等）、清掃、各種動作試験を実施する。

※作業期間は1月下旬の全停電2日間及びその前後とする。

別紙 10 消防用設備ほか点検調整業務

消防設備ほか点検調整項目

項目	備考
消火器具設備点検	毎回の点検に加え、経過年数に応じて新品交換を実施
屋内消火栓設備点検	毎回の点検に加え、10 年毎の消火栓ホースの新品交換または耐圧試験を実施
泡消火設備点検	既存の泡消火薬剤は PFOS 含有薬剤であるため、非 PFOS 薬剤の代替品に交換すること。
二酸化炭素消火設備点検	
自動火災報知設備点検	
非常警報設備点検	
誘導灯設備点検	
連結散水設備点検	
連結送水管設備点検	毎回の点検に加え、3 年毎の連結送水配管の耐圧試験を実施
非常照明設備点検	
防火・防煙・排煙設備点検	

別紙 11 総合計装システム保守点検調整業務

点検調整内容は以下のとおり

- ・メーカーによる精密点検を目的とした、機能点検・調整及び各ユニットの取外し清掃等
- ・A点検(普通点検)、B点検(精密点検)を1年毎に交互に実施。ただし、U SⅢについては毎年B点検(精密点検)、印字装置等については毎年共通点検を実施。
- ・休日・夜間に関わらず24時間メーカーの技術的対応を受けられるサービスホットライン契約

総合計装システム保守点検対象機器及び数量

No.	機器名称	数量	備考
Harmonas-DEO 関係			
1	スーパーバイザリ・ステーション (DOSS,DOSSH)	4 台	15DOSS1,15DOSS2 15DOSSH4,15DOSSH5
2	シンククライアント・スーパーバイザリ サーバ(TSS)	1 台	15TSS3
3	シンククライアント・スーパーバオザリ (TSC 帳票用 PC)	1 台	15TSC70 (帳票用 PC)
4	シンククライアント・スーパーバオザリ クライアント(TSC)	2 台	15TSC71,15TSC72
5	ゲートウェイ・ステーション (DOGS)	1 台	15DOGS6
6	バッチ管理パッケージ (DOBS)	1 台	15DOBS21 (予備機)
コンソール関係			
1	コンソール	6 台	CLS2,3,4,5,6,7
コントローラ			
1	プロセス・コントローラ (DOPCIV)	3 台	DOPC11,DOPC12 DOPC13
2	DOPLⅡs	1 式	DOPLⅡ S14
キャビネット関係			
1	ERP キャビネット	4 式	CAB1,2,3,4
プリンタ関係			
1	プリンタ	2 台	PRT1,2

別紙 12 計装機器点検調整業務

点検調整内容は以下のとおり

- ・精密点検を目的とした機能点検・調整及び清掃等を行う。
- ・点検期間は各炉定期点検時に実施。ただし、共通部については原則として、焼却炉全停期間中（1月下旬からの2週間を予定）に実施。

計装機器点検調整項目

項目		備考
発信器点検調整		・ 指定の発信器については支給する純水にてシールポット液の交換を行う ・ 炉の立ち上げ時の確認含む
流量計点検調整		・ 電磁式流量計については検出器の取り外しによるライニング、電極の点検を含む。 ・ 炉の立ち上げ時の確認含む。
レベル計点検調整		
各種スイッチ点検調整		
熱電対点検調整		
測温抵抗体点検調整		
調節弁点検整備	メーカー工場整備	
	ループチェック	
コントロールダンパ点検調整		
エアシリンダ弁点検調整		
電動弁点検調整		
記録計点検調整		
pH計・電導度計点検調整		
6成分分析計		

別紙 13 清掃業務

清掃区分		階	清掃箇所	床材	面積等	清掃内容
日常清掃	床清掃 週5回	地下	階段室	長尺塩ビシート	49.76㎡	掃き掃除 (塩ビシート部分についてはモップがけもすること)
		1階	ホール	Pタイル	28.81㎡	
		1階	玄関	磁器質タイル	84.43㎡	
			職員用玄関	磁器質タイル	29.81㎡	
			階段室	長尺塩ビシート	52.81㎡	
			ホール	長尺塩ビシート	116.04㎡	
			プラットホーム前室	長尺塩ビシート	7.35㎡	
		2階	階段室	長尺塩ビシート	63.21㎡	
			廊下	長尺塩ビシート	261.58㎡	
		3階	階段室	長尺塩ビシート	63.21㎡	
			廊下	長尺塩ビシート	230.07㎡	
			分析器具室	長尺塩ビシート	46.01㎡	
			中央制御室(クレーン室含む)	静電防止タイル	193.85㎡	
			データロガ室	静電防止タイル	42.05㎡	
			前室	長尺塩ビシート	15.48㎡	
		4階	階段室	長尺塩ビシート	63.21㎡	
			廊下	長尺塩ビシート	199.86㎡	
			エレベーター	ビニールタイル	4.29㎡	
					1,359.02㎡	
	便所清掃 週5回	1階	計量棟便所	磁器質タイル	2.14㎡	・床清掃・便器清掃 ・トイレトーパー、手指消毒 剤、手洗い用石鹸補充 ・ゴミ箱片付け等
			便所	磁器質タイル	9.90㎡	
		3階	身体障害者便所	長尺塩ビシート	6.25㎡	
			男子便所	磁器質タイル	26.20㎡	
			女子便所	磁器質タイル	35.10㎡	
		4階	男子便所	磁器質タイル	26.25㎡	
			女子便所	磁器質タイル	16.96㎡	
					122.80㎡	
	浴室清掃(年26回) ※開場日となる土曜日	3階	浴室	磁器質タイル	21.45㎡	脱衣室掃き掃除、浴槽・浴室 床等洗浄、湯張り
			脱衣室	繊維床	17.22㎡	
					38.67㎡	
定期清掃	洗剤・ワックス仕上げ 年2回	地下	階段室	長尺塩ビシート	49.76㎡	洗剤・ワックス仕上げ (1度塗り)
		1階	ホール	Pタイル	28.81㎡	
		1階	計量棟	長尺塩ビシート	24.56㎡	
			受変電室	長尺塩ビシート	94.50㎡	
			階段室	長尺塩ビシート	52.81㎡	
			ホール	長尺塩ビシート	55.85㎡	
			プラットホーム監視室	長尺塩ビシート	14.04㎡	
			プラットホーム前室	長尺塩ビシート	7.35㎡	
		2階	電気室	静電防止タイル	112.50㎡	
			階段室	長尺塩ビシート	63.21㎡	
			廊下	長尺塩ビシート	261.58㎡	
		3階	洗濯室	長尺塩ビシート	12.16㎡	
			乾燥室	長尺塩ビシート	17.60㎡	
			男子更衣室	長尺塩ビシート	17.67㎡	
			湯沸室	長尺塩ビシート	8.37㎡	
			詰所	長尺塩ビシート	74.45㎡	
			小会議室	長尺塩ビシート	47.00㎡	
			事務室	長尺塩ビシート	138.00㎡	
			応接室	長尺塩ビシート	21.90㎡	
			大会議室	長尺塩ビシート	190.00㎡	
			階段室	長尺塩ビシート	63.21㎡	
			廊下	長尺塩ビシート	230.07㎡	
			分析器具室	長尺塩ビシート	46.01㎡	
			中央制御室(クレーン室含む)	静電防止タイル	193.85㎡	
			データロガ室	静電防止タイル	42.05㎡	
			前室	長尺塩ビシート	15.48㎡	
		4階	洗濯室	長尺塩ビシート	12.14㎡	
			乾燥室	長尺塩ビシート	17.60㎡	
			控室	長尺塩ビシート	8.68㎡	
			更衣室	長尺塩ビシート	56.46㎡	
			湯沸室	長尺塩ビシート	6.58㎡	
			詰所	長尺塩ビシート	70.70㎡	
			小会議室	長尺塩ビシート	99.75㎡	
			事務室	長尺塩ビシート	16.96㎡	
			休養室	長尺塩ビシート	24.75㎡	
			階段室	長尺塩ビシート	63.21㎡	
			廊下	長尺塩ビシート	199.86㎡	
			クレーン電気室	長尺塩ビシート	45.10㎡	
					2,504.58㎡	
特別清掃	洗剤拭きあげ 年2回 窓ガラス				457.55㎡	
	洗剤拭きあげ 年1回 電灯				616灯	埃とり・拭きあげ
	洗剤拭きあげ 年1回 プラインド				167.63㎡	埃とり・拭きあげ
	洗剤拭きあげ 年1回 サッシ				91.51㎡	埃とり・拭きあげ
					91.51㎡	

別紙 14 植栽管理業務

植栽管理の内容(剪定、抜根除草、施肥、芝生目土掛け、灌水)

項目	回数	内容
高木剪定	1 回	樹木の性質を考慮して、周囲の電線、照明灯、通行等の妨げにならないように実施すること。 樹木の性質を考慮して夏期に実施すること。 剪定枝は運営事業者において処分すること。
中低木寄植剪定	1 回	樹木の性質を考慮して、適期に実施すること。アベリアのみ 3 回行うこと。剪定枝は運営事業者において処分すること。
抜根除草	3 回	適期に実施し、ごみ拾い・空缶拾い等の清掃も行うこと。 除草した雑草は運営事業者において処分すること。
高木施肥	1 回	樹木の性質を考慮して、適期に実施すること。
中低木寄植施肥	1 回	樹木の性質を考慮して、適期に実施すること。
芝生目土掛け	1 回	適期に実施すること。
灌水	6 回	構内の散水栓を使用すること。 7 月から 9 月の間に、天候を考慮して行い、乾燥しやすい樹木については適切な処置を講じ、枯損しないようにすること。 湯水にならないように注意すること。

植栽管理の内容(薬剤防除、芝生刈込、地被類刈込、清掃)

項目	対象となる植栽	回数	内容																				
薬剤防除	B 群を除く 高木 及び B 群を除く中 低木寄せ植 え	1 回	発生時期を考慮して、適期に実施すること。 高木(C=60 以上) 13 本/回 (1000 倍希釈) 高木(C=60 未満) 38 本/回 (1000 倍希釈) 中 木 57 本/回 (1000 倍希釈) 中低木寄せ植 1,221 m ² /回 (1000 倍希釈)																				
	B群 (高木・中木) ホトネギ マダバシ	1 回	発生時期を考慮して、適期に貝殻虫等の防除を実施。																				
	クロガネモチ サルスベリ (中低木寄せ植え) キンモクセイ	1 回	<table><tr><td></td><td>高木 (C=60 以上)</td><td>高木 (C=60 未満)</td><td>中木</td><td>中低木寄せ植</td></tr><tr><td>ｽﾌﾟﾗｲﾄﾞ乳剤 1000 倍</td><td>2 本/回</td><td>15 本/回</td><td>26 本/回</td><td>241 m²/回</td></tr><tr><td>マシン油乳剤 20 倍</td><td>2 本/回</td><td>15 本/回</td><td>26 本/回</td><td>241 m²/回</td></tr><tr><td>石灰硫黄合剤 100 倍</td><td>2 本/回</td><td>15 本/回</td><td>26 本/回</td><td>241 m²/回</td></tr></table>		高木 (C=60 以上)	高木 (C=60 未満)	中木	中低木寄せ植	ｽﾌﾟﾗｲﾄﾞ乳剤 1000 倍	2 本/回	15 本/回	26 本/回	241 m ² /回	マシン油乳剤 20 倍	2 本/回	15 本/回	26 本/回	241 m ² /回	石灰硫黄合剤 100 倍	2 本/回	15 本/回	26 本/回	241 m ² /回
		高木 (C=60 以上)	高木 (C=60 未満)	中木	中低木寄せ植																		
	ｽﾌﾟﾗｲﾄﾞ乳剤 1000 倍	2 本/回	15 本/回	26 本/回	241 m ² /回																		
マシン油乳剤 20 倍	2 本/回	15 本/回	26 本/回	241 m ² /回																			
石灰硫黄合剤 100 倍	2 本/回	15 本/回	26 本/回	241 m ² /回																			
ヤブツバキ サザンカ カンツバキ シャリンバイ	2 回																						
芝生刈込	全ての芝生	3 回	適期に実施すること。 石等が飛散する恐れがあるため、周辺に自動車及び人の通行がないことを確認すること。 必ず監視員を配置すること。 刈り芝は、運営事業者において処分すること。																				
地被類刈り込み	全ての地被類	1 回	地被類の性質を考慮して、適期に実施すること。																				
清掃	全ての植栽	2 回	剪定、除草、芝刈り、地被類刈り込み等において発生した剪定枝や雑草を適切に処理すること。																				

別紙 15 ダニ等駆除業務

施行区域	施行回数	施行方法	階	面積		留意事項
ホッパ一階	月1回(年12回)	壁面散布(1.8m高)	5階	278.98	m ²	・作業実施後に余った薬剤はハエ等害虫発生防止のためビット内のごみへ散布すること ・7・8月のみ月2回実施 ・2回目はごみビット内のハエ等駆除のため、ビット内部への重点的な散布を行うこと
		床面散布		391.81	m ²	
				670.79	m²	
	7・8月のみ	壁面散布(1.0m高)	5階	154.99	m ²	
		床面散布		391.81	m ²	
		ごみビット内散布		420.00	m ²	
				966.80	m²	
控室等	年4回	床面と壁面の交差箇所20cm幅散布	地下1階	18.02	m ²	・作業実施後に余った薬剤はハエ等害虫発生防止のためビット内のごみへ散布すること ・作業中は、使用薬剤名と注意事項等の情報の掲示を行い、職員等が薬剤に暴露する恐れがあると認められる場合には、必要に応じて立入制限・入室制限等の措置を講じること ・薬剤により危害を及ぼしたり、機能劣化、変質等が生じる恐れがあると認められる場合には、ビニールシートによる養生処理等の適切な対策を行うこと ・作業終了後は、必要に応じて強制換気や清掃等を行い、室内に残留した薬剤を除去し、施設利用者の安全確保の徹底を図ること
			1階	32.18	m ²	
			2階	21.57	m ²	
			3階	97.46	m ²	
			4階	15.70	m ²	
			5階	8.40	m ²	
				193.33	m²	
		空間散布	1階	21.39	m ²	
			3階	360.62	m ²	
			4階	28.24	m ²	
			5階	9.33	m ²	
				419.58	m²	